

# 令和7年第3回足寄町議会定例会議事録（第2号）

令和7年9月11日（木曜日）

## ◎出席委員（13名）

1番	早瀬川	恵君	2番	井脇	昌美君
3番	榊原	深雪君	4番	矢野	利恵子君
5番	田利	正文君	6番	高橋	健一君
7番	木村	明雄君	8番	細川	勉君
9番	川上	修一君	10番	進藤	晴子君
11番	多治見	亮一君	12番	二川	靖君
13番	高橋	秀樹君			

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	渡辺俊一君
足寄町教育委員会教育長	東海林弘哉君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	丸山晃徳君
総務課長	佐々木康仁君
まちづくり推進課長	赤間恵一君
こども・健康課長	石川建祐君
高齢者支援課長	林俊英君
住民・出納課長	金澤眞澄君
農林課長	加藤勝廣君
建設課長	森岡彰寿君
国民健康保険病院事務長	原田慎一君
消防課長	大竹口孝幸君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	丸山一人君
------	-------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	（加藤勝廣）君
-----------	---------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	角野慎一君
事務局次長	飯野真有君
総務担当主査	遠藤浩一君

◎議事日程

- 日程第 1 議案第 9 3 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について  
(足寄町デイサービスセンター) < P 3 >
- 日程第 2 一般質問 < P 3 ~ P 5 0 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） 全員の出席であります。

本日は、足寄町母子寡婦会、身障会の皆様が傍聴に見えられています。よろしくお願いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君） 9月5日に開催されました、第3回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日9月11日は、最初に文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第93号について、審査報告を受け、審議を行います。

次に、一般質問を行います。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 議案第93号

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町デイサービスセンター）の件を議題とします。

本件における文教厚生常任委員会委員長の報告は別紙配付のとおりです。

本件における委員長の報告は原案可決です。

これで委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町デイサービスセンター）の件を採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第93号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について（足寄町デイサービスセンター）の件は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い、一般質問を行わせていただきます。

件名、保護者の不安に応える「生命（いのち）の安全教育」と性教育の充実について。

近年、性に関する問題は、低年齢の子供たちの間にも広がりを見せており、インターネットやSNSの普及によって、誤った知識や不適切な情報に触れる機会が増加しています。また、残念ながら、全国で

は、教員や保育士による学校・園内での盗撮事件など、教育や保育の現場そのものが性被害の場となってしまふ事案も報道されており、保護者や地域社会に強い不安を与えています。

文部科学省は、令和2年に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示し、子供たちが性被害の被害者、加害者、傍観者にならないために、「生命（いのち）の安全教育」を推進しています。足寄町の子供たちの性教育の現状について伺います。

1、町内の保育園において、性教育はどのような内容で行われているか。

2、町内の小中学校において、性教育はどのような内容で行われているか。

3、「生命（いのち）の安全教育」の取組について。

4、保護者や地域社会との連携の在り方について。

5、国際的基準である「包括的性教育」についてのお考えは。

以上です。お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の「保護者の不安に応える『生命（いのち）の安全教育』と性教育の充実について」の一般質問にお答えします。

1点目の「町内の保育園において、性教育はどのような内容で行われているか」ですが、現在、町内のこども園・保育所では具体的な性教育は実施していません。

保育士は、国が定めた「認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」に基づいて日常の保育・教育を行っており、同要領・同指針の中では「性教育」という文言は出てきませんが、保育現場では、心身の健康・人権・生命尊重などに配慮しながら対応しています。

なお、2点目以降につきましては、教育委員会教育長から答弁させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育

長。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から、進藤議員の「保護者の不安に応える「生命（いのち）の安全教育」と性教育の充実について」の一般質問にお答えします。

2点目の「町内の小中学校において、性教育はどのような内容で行われているか」ですが、性教育につきましても、学習指導要領に基づき、小学校では体育、中学校では保健体育において主に実施しています。

具体的には、小学校において「年齢に伴う体の変化」「心と体の密接な関係」、中学校では「受精・妊娠」「異性の尊重」「情報への適切な対処や行動」等を指導しています。

3点目の「『生命（いのち）の安全教育』の取組について」は、指導の手引を参考に、令和2年度から小中学校で「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」等の教育を適宜実施しています。

4点目の「保護者や地域社会との連携の在り方について」は、「困ったときに助けてと言える力」「自分の大切な体や心を守るために、その場に応じた行動をとる力」を身につける上で、非常に重要であると考えています。

また、中学校では、役場から保健師を講師として招き、「性」に対して正しく、適切な理解を深める特別活動の授業を実施しており、今後とも関係機関の協力を得て、保護者や地域社会との連携を深めていきます。

5点目の「国際的基準である『包括的性教育』についてのお考えは」についてですが、教科における生殖の仕組みや感染症予防の知識も大切ですが、「包括的性教育」で掲げる性の多様性、ジェンダーの理解、人権の尊重、発達段階に応じた教育なども今後の性教育の在り方として大切なことであると考えます。ただし、公立の小中学校

である以上、学習指導要領に基づく指導が原則となるため、教育内容の充実は段階的に進めざるを得ないことを御理解いただきたいと存じます。

近年、幼児や児童生徒が性犯罪に巻き込まれる事件が増加しています。また、教員や保育士が性加害者となる事例もあることから、保護者に大きな不安を与えており、このような犯罪を防ぐためにも「性」に対する正しい知識を指導するとともに、保育所や学校職員への確実な服務規律の指導、保持に努めます。

引き続き、子供たち、保護者・地域の皆様に対し、安心・安全な保育・教育に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、進藤議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） では、再質問をさせていただきます。

まず、1番目の町内の保育園の性教育の現状ということでございます。

まず、この質問をするに当たりまして、性教育という言葉を使うのか使わないのかということでちょっと悩みましたが、一般的に性教育というと、皆さん、町民のこれを聞かれている方もイメージしやすいのではないかとということで、性教育という言葉が指導要領に使っていないということを承知の上で使わせていただきました。なので、町長からの答弁では、性教育というものはやっていないという御返答をいただいたわけですが、ちょっと詳しく聞かせていただきたいと思います。

これをつくるのに当たって、認定こども園というのが私のほうであまりどのような組織で、どのような形で、管轄がどこであるとか、そういうことが分からなかったもので、保育所のほうに行って確認してまいりました。その中で聞いたのは、認定こ

ども園というのは、今はこども家庭庁であると。ただ、移行したばかりでありますので、厚生労働省から総務省、そしてこども家庭庁にわたってきているので、いまだにまだ違うところからも情報が入ってきて、意外と混乱している状況だというようなお話を聞いております。現場の人たちのやりづらさというのを伺いました。

その中で、性教育、指導要領ですね。指導要領の中身をどう子供たちに接しているのかということをお伺いしたところ、まずは、3番目の「生命（いのち）の安全教育」というのですけれども、これは文科省のほうから出ております。ただ、文科省の中の幼稚園児、5歳、6歳、年長さんぐらいの年頃に対してのものは意外と網羅されているのですね、指導要領の中に。詳しく話を聞くと、やはりプライベートゾーンであったりとか、自分を大切にするために、ちょうど性の目覚めの時期でありますので、一番大切な時期かと思えます。それをいつもの保育園の生活の中で、トイレであったり、お着替えのときであったり、そういうときには配慮をしているということで、具体的に「生命（いのち）の安全教育」というものを持ってこなくても、もう既に保育所の中ではそういうことをやっているのだなど、先生たちも勉強されているのだなどというのが大変分かりまして、安心したところであります。

ただ、一つ気になったところが、保育園の人たちも、私が聞きにいったのはどんぐりさんなのですけれども、人数がたくさんいます。免許も認定こども園になったときに、保育士と幼稚園教諭、両方を併せ持った人でなければいけないというところも確認しましたら、5人、きちんと免許も取っていると、教育も受けているということでした。ただ、そうでない方、保育士さんでもない免許を持っていない方、皆さんが子供に接するわけですので、同じような視点でもって、子供に接することができるのか

どうかというところが私はちょっと心配でした。特に保育園の中身というのは、親にもなかなか分かりづらい部分もありますので、その辺のことを聞いたときに、やはり同じ視点でもってやれるように私たちは指導しているのですけれどもというお話でした。

行政にお伺いしたいのは、今の保育園の現状、スタッフの人数、業務内容、そういうものを全部ひっくりかえしたときに、本当にあの人数で研修に行かせたり、例えば精神的にもいっぱいいっぱいになったときには、部署を替えたりとかということもされているそうです。それは、やはり園長先生の器量、園長先生次第だと思うのですけれども、そういうものを研修として外に行かせたり、ちょっとお休みさせたり、そういう余裕があるのかどうかというところをお伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 石川こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 研修については、ごめんなさい、回数とかは押さえていないのですけれども、今回のことを含めたいろいろな内容の研修を受けることはやっています。ふだんであれば、平日は保育がありますので、土日の研修とか、あと園内でやる場合、時間外で夜やったりとか、そういったことでやっています。休みに関しては、一般的な休暇を取っていただくような感じで対応しております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 保育士さんたちのそういう性被害もやはり絶えないといえますか、ありますよね、いまだに。なかなかあれなのですけれども、やはりその原因はもろちんいろいろあるかと思いますが、ただ、業務が大変忙しいと、子供相手なので、また親の対応もしなければいけないというところもございますので、そういうス

トレスというのは絶対にあるかと思うのです。その事件の中にはですね、案件の中には。そういうところを、やはり誰かが管理していくということが必要かなと思います。なので、お休みというのは、きちんと年休というのは取れていますか、有給休暇は。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 休みに関しましては、今、年休は必ず5日以上取りなさいとか、そういった部分もありますので、必ずそれ以上は取らせるようにはしております。あと、夏休みは3日間あるのですけれども、それも取りなさいと、そういった形で、休みはしっかり取ってもらうようにしております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。認定こども園どんぐりさんのほうは、休みもきちんと取っているということで安心いたしました。

それで、今、上利別のほう、保育所が外の保育所ですね、小規模保育所といいますか、へき地保育所とみんなは言っておりますが、今、二つやっています、螺湾と、あと芽登と。ほかの議員の一般質問の中でもありましたけれども、何人かの子供に保育士が何人と、ちょっとそれはという話もありましたけれども、やはりどうしても人数が少ないわけですね。その人たちのお休みであるとか、それはきちんと取られているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） へき地保育所に関しましては、休みを取る方がいた場合、代替さんだったり、主査が、今、芽登保育所にいるのですけれども、螺湾の保育士が休みだった場合、芽登から螺

湾に行ったりとか、そういったことで対応しております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 職員の対応はきちんとされているということで受け止めました。

では、保育園児、就学前の子供たちに対する性の目覚めのときですね、そのときに性教育が一番大切かもしれないという話に、いろいろ勉強しますとなってきますが、その辺の受け止め方はいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 町長の回答の中でも、保育現場で心身の健康・人権・生命尊重というところで、これは保育の目標として定められているものなのですけれども、それに基づいて、議員仰せのとおり、保育の中で、プライベートゾーンとか、あと生命の関係は、動物を飼育したり植物を育てたりということをやしながら、教育とかではないのですけれども、実際に日常を通じて学ぶという言い方も正しいのかどうか分からないのですけれども、学んでいくような感じになっていくのかなと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

多分子供なので、集めて、はい、ちょっとお勉強しましょうというわけにはいかないわけですね。日頃の生活の中で、それはやはり学びだと思えます。一番大切なことを自然に教えていくということが一番大切であって、それがその後の性教育というか、成長発達段階に合わせた中で生きてくると思うので、ぜひ今の取組を私はしていただきたいと思います。

あと、性教育に絡んで、先ほど管轄と言

いました。こども家庭庁が認定こども園の管轄ですね。なのですが、外の保育所はいまだに厚生労働省という話を聞いております。その時点で、やり方が難しいというか、現場の人はそんなことはないよというふうにおっしゃっていたのですけれども、本当にそうなのですかね。

○議長（高橋秀樹君） こども・健康課長、答弁。

○こども・健康課長（石川建祐君） 答弁にもあったとおり、認定こども園の教育・保育要領と、それから保育所保育指針と2パターン、書いたのですけれども、僕も中身を見たところ、内容的には似たような内容で、保育に関してはほぼ同じような内容に近いものがあるので、そういった点で、子どもセンター、保育所内でも特に問題はないのかなという話をされたのかなと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 特にそれは問題ないということで、ただ、性教育だけではなくて、今、話を聞くと、いろいろなところから、こども家庭庁からやれということでいろいろ下りてくることに目いっぱい、なかなか現場は大変な状況にあるかと思えますので、行政のほうから、その辺はフォローしてあげてほしいなというふうに思います。

では、次の2番目の小中学校の性教育の現状についてお伺いいたします。

私の調べたのと少し違ったところを確認したいと思えます。学習指導要領に基づき小学校では、体育の中で性教育のことはやっているというふうに答弁にありました。理科の時間にもやっているというような話も、私が調べた中であったのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

答弁の中で性教育の指導につきまして、保健、あと中学校については保健体育ということで回答しております。ただ、小学校につきましては、理科の生殖に係る部分だとかでも、触れられているといえば触れられております。ただそれ以外でも、学校の現場では、例えば道徳だとか特別活動だとか、そういった時間を活用しながら、様々な形で性教育に関係した指導をしているということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。道徳や理科、生物の生殖ですか、そちらのほうも使いながら教育をしているということですね。

3点目もちょっと絡んでくるのですが、この「生命（いのち）の安全教育」が3点目で適宜実施していますというような御答弁でありました。では、現実に学校教育の中で、多分年間に日本の場合は3時間ぐらいしかないというような話も聞いております。海外は10時間、15時間ある中で、日本は極端に少ないという話も聞いておりますが、その短い時間の中で、この「生命（いのち）の安全教育」を適宜実施とはどのような適宜実施なのでしょう。

お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今、議員御指摘のとおり、性教育の時間につきましては、小中とも年間に合わせて二、三時間の時間しか取れていないというのが実情でございます。そういった中で、様々な、後ほど別の項目の答弁でもございますが、外部講師を呼んで、そういった指導をしたりしております。

適宜とは、いろいろな形で、ちょっと言

葉苦しいのですけれども、先ほど保健体育、体育の中では当然触れられることではありますが、それ以外にでも、例えばどこかの学年で、何かそういった部分でちょっと指導しなければ駄目だなということがあれば、当然その中で学活だとか、そういった形の指導もございまして、いろいろな形で、学校長は工夫して指導するというような形をしているというふうに捉えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 中学は少しお話を聞ける方がいまして、知り合いがいるもので、その方からお話もちよっと伺ったのですが、小学校では、誰がそういう性教育に、性教育という言葉はあれですけども、今おっしゃったことを指導されているのでしょうか。担任ですか、それとも特化されて、どなたか養護教諭とかされているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 小学校につきましては、教科担任制ではございませんので、基本的には学級担任が担うということになりますが、当然、養護教諭と連携しながら、内容によって、道徳の時間のこのテーマについては担任だけだとか、この指導については養護の先生が入ってだとか、そういった部分で適宜対応していただいているかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 小学校の場合は、教科担任制ではない、その免許の取り方ですね。学生のときに、中学校は保健体育とかいう場合は、その科目を取って勉強されてくると思います。小学校の先生たちというのはいかがなのでしょう、そういうことをお勉強されてくるのでしょうか。

そういう指導をしなくてはいけないことに対しての、学生のときの勉強内容ですね、学習内容、知識を持っているのかどうかということをお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

正直申し上げて、大学のカリキュラムまでは把握していませんが、教師に採用されてから、様々な研修がございます。これは校内研修もございますし、十勝には十勝教育研究所という研修する学びの場もございます。そういった中で、事前に指導する内容につきましては、校長・教頭に報告して確認する、学級主任とも相談しながら、こういった指導ができるか、指導してよろしいかという確認をしますので、そういった研修の場、確認作業の中で指導する内容が決まってくるのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

それは卒後に研修で補っていくという形で、指導要領で御指導されていると思いますので、その中身は、指導要領のことに關しては、卒後に研修で補っていくという形で捉えてよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） もちろん教師になるということは、教職の課程を取っているということになりますので、基本的に学習指導要領の内容については、広く学習して、そして教員資格を取っているということになります。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

指導要領のことに關しては、勉強してお

いでになっているというふうに捉えました。

では、中学です。中学は教科担任制になっております。いろいろな中学の先生のお話を伺ったところ、3番目も一緒に含めて再質問させていただいておりますが、「生命（いのち）の安全教育」ということに関しては、名前は知っているけれども内容は知らないとか、体育の先生、養護教諭の先生と普通のとかほかの科目の先生たちとの間で、かなり知識と申しますか、視点と申しますか、違いがあるように、私は素人ですけども感じました。その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 進藤議員の御質問にもあるとおり、文科省から令和2年度に「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」を示されました。その後、文科省のほうから「生命（いのち）の安全教育」についてということで、令和2年度から集中的に取り組みますよと、たしか3か年だったはずなのですが、そうですね、令和2年度から令和4年度までに集中的に取り組みますよというようなことで、様々な資料だとか啓発パンフだとかも通知されてきて、保護者にも周知されていると思っております。

その中で、その後もこれは3か年で終わるかといえば、そういうことでは決して考えておりませんので、こういった取組を通じて、現在まで引き続き、「生命（いのち）の安全教育」については取り組んでいただいていると思っておりますが、議員御指摘のとおり、やはり性教育に關しては、年間2コマ、3コマ、二、三時間しか取れないような中で、どれだけ指導できるかという部分もあります。その中で、先生方、教職員の認識の濃淡も実際あるのではないかなというふうに思います。特に、この令和2年度から令和4年度の集中的な取組を経験していない、特に若い先生については、そう

いった部分の濃淡もあるのかなというふうに思いますが、今回御質問を受けて、各学校長にも聞いてみましたが、その中でこれに基づいて、基づいてというか、これに関連した指導に心がけているという校長先生ももちろんいらっしゃいますし、そういった中ではつながってきているのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 令和2年にこういう法律ができて、4年、5年たっているわけですけれども、なかなか進んでいないというのが現状かなというふうに思います。それには先生たちがかなり忙しい時間を過ごしているということと、カリキュラムの中で子供に対する時間が3時間しかないということと、いろいろなことがあるかと思いますが、今回この質問をしたのが、もともと一度は性教育に関して教育委員会がどう思っているのか聞きたいなというふうには思っておりました。

ただ、この7月、6月、事件がありました。名古屋の教師たちがSNSでつながって、こういう事件が起こり、そして、その後もまだまだ起こり続けている。もう挙げるのが大変なくらい全国で起きております。闇が深いのかなと。文科省のほうから、それはそれで多分そういうこともあるだろうと、先生たちだけは特別ではないし、性加害については先生たちというよりも、むしろ身内であったり近場の人であったり、そういう被害が多いということも聞いておりましたので、先生だから特別ではないなというふうには自分では認識しておりました。

ただ、これがあったときに、ここまで学校の全部を全て点検しろという指示が出たという話を聞きまして、私が思っているよりも、これは大変ひどい状態になっているのだと、子供を持っている親としては身

震いました。

そういう状況にあって、実際、学校からはお便りがあったみたいです。私はちょっと息子からもらわなくて知らなかったのですけれども、そういう発信がなかなかない。北海道新聞などでは、北海道の学校、1,000何校ですか、点検したけれども何もなかったというようなことが、後でちらっと出ておりました。その後で、学校側の対応は、学校の先生たちにスマートフォンを取りあえず学校では使わせないというような話も、そういうものかなと、私はそれだけで終わることではないよねというふうに思って、今回この質問に至りました。

先生によって、若干この視点が重く捉える先生とそうではない先生がいるのも当たり前だと思いますが、学校はそうであっても、私はいけないと思うのです。個々の先生はそうであっても。全国でいうと、中学校の場合は、大体50%ぐらいがこれを取り込んだ授業をしているというふうに出ておりました。特に北海道教育委員会は、意外と進んでいると、失礼なのですけれども、ありまして、「生命（いのち）の安全教育」の実践事例ということで、実際の事例を通して発信しております、推進しております。それを学校の校長先生たち、教育委員会はどのように捉えて、今後どうしていきたいのかということ、私は議員ですので、こうしろとか教育に対してそういうことは言えません。いろいろな事件もありました。政治が介入した事件もありましたが、だけれども、今どう思っているのかということ、どう進めていきたいのかということ、私は発信してほしいと思うのですね。

最後の本題に入ってしまうといけませんので、その辺、教育長から御答弁をお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 今、進藤議員の切実な思いをお聞きして、本当にそのと

おりだなど。全国でいろいろな性被害のニュースが出るたびに、私自身も本当に心を痛めている。

ただ、そういう人たちというのは、本当に一部だと私は信じているのです。ほとんどはそうではない。でも、そういう人たちがいることによって、みんなが疑われる。そして、先ほど進藤議員が言われた、保護者も地域の間人もみんな心配している。これは事実だと思うのです。

では、その心配を、安心・安全な気持ちに変えていく、つなげていくためには、どうしたらいいのかということところは、まず、今回のしっかり調べる、確認する、調査する、まずそこからスタートしないといけないのかなど。ですから、本来、そんなことをやってという気持ちになる方もいらっしゃると思うのですが、やはりそこからスタートして、新たに子供たちにどういう指導が必要なのか、どんな対応が必要なのかということを目指していかないと、なかなか解決は難しいかなと思っています。

議員が言われたとおり、対症療法だけで、こういうことがなくなるとは思えません。ただ、僕は日常的に本当に大事にしている言葉、バランスという言葉なのです。先日の校長会議のときにも、このバランスというのを大事にしましょうというお話をしています。昨今、AIだとか何とか、はやりものを随分強調されていますけれども、でも昔からやっていることも大事なことがあるのだ。両方大事なのだ。では、限られた時間の中でそれをどう展開していくかということは、それが私たち教育行政だとか、学校だとか、そういうところに求められているところかなと思います。

まだ地域とのつながりだとかというのは、後ほどきっと御質問あるのかなと思いますので、その場面でまたお話をしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） 教育長のお考えは分かりました。

先ほど、具体的に50%と挙げましたけれども、大体そのぐらいしか進んでいない。だけれども、取り組もうとしているというふうに捉えてよろしいですか、学校側、教育委員会。分かりました。

特に必要ないと思っているわけではないですよ。分かりました。

実際、学校の先生に聞いた中でのお一人が言っていたのは、この「生命（いのち）の安全教育」を取り入れて、自分が子供に指導するに当たっては、自分の私見というふうにおっしゃいました。それは学校の意見でもないし、ただ自分の私見でおっしゃったのですけれども、やはり歯止め規制というのが気になる。これは、中学校であれば、受精・妊娠を取り扱うものとし、妊娠の経過は取り扱わないものとする。どうして子供が生まれてくるのか、その部分だけ切り取って、教育を行っていない。なので、学習指導要領に関しては、自分も知識もあるし、そういう教育を受けているので、そういう指導はできると。だけれども、それを踏み越えては、僕はやはりちゅうちょすると。そう言われたときに、私はこの一般質問をするに当たって調べた中、教育長はお分かりだと思いますが、2003年、22年前ですね。2003年、東京都の都立の七生養護学校、当時、養護学校と言っておりましたが、そこで取り組んでいた、ここは障害児への性教育を行っていたと。その学校は、知的障害のある小学生から高校生ままでが通っていて、思春期を迎えて、体や心の変化に戸惑う子が出てきている。それで、生徒同士でのそういうトラブルも起きたり、性的な関係や性的ないたずらというもののトラブルが起きたり、保護者も交えて、当時の教員によって、性器の洗い方であるとか、女性の生理ですね。あと、避妊方法であると

か、気持ちの変化とか、学習指導要領よりももっと深く入って、みんなで話し合った結果、そういう指導をしたと。それに対して、世間の常識とはかけ離れていると都議会議員が非難をし、政治介入ですね。都の教育委員会が教材を没収、校長の降格処分などの処分を下したと。皆さん、どう捉えるかですね。ただ、その後に教員が訴えた裁判で、最高裁は都議会議員などの行為を、教育基本法で禁じる不当な支配に当たると認めましたと。最終的には法は認めたということなのですよ。大変重い。でも、それを見た、それを知って勉強してきた教員になった若い先生たち、教育指導要領以外のことを踏み込んでできるかと、私なら多分できないと思うのですよね。それについては、国会でもいろいろ討論されて、最終的には歯止め規制は撤廃しないということが文科省の今のところのお答えであります。ただ、それを受けてでも、やはり50%の学校は何らかの方法で、この「生命（いのち）の安全教育」についてもやっているわけです。それは教員としてのプライドと、子供たちに対する愛情と、そういうものを考えたときに、いや、もうちょっと拡大解釈していいのではないかという形で取り入れていらっしゃるんですけども、こういう歯止め規制、歯止め規定でなかなか踏み込めないという、その教員、若い先生たちの状態について、教育長、どう思われますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 実は、性教育に関しては、もう何十年も前から、そういうところにすごく課題があって、そういうことが必要だと思っている、例えば養護教諭の方とかたくさんいらっしゃるのですよね。なかなか、でもそれを踏み越えていけない。その理由は幾つかあると思うのですけれども、その一つとして、例えば、最近本当に教育現場でも訴訟問題がすごく多いのですよね。ちょっとした都市になると、

もう五つ並行して訴訟処理をしているとか、そういう状況になっています。これが足寄町でもというふうに、未来的にはなってくる可能性はある。そうなったときに、やはりエビデンスというものはすごく大事になる。根拠は何をもってここで指導しているのですかということですね。

それから、これははっきりこうですねと確定して言えるものではないのですが、日本人の国民性だとか多様な考え方、多様性、それこそ多様な考え方がございますよね。この性に関する指導についても、物すごく幅広くいろいろな考え方の人がいらっしゃる。ですから、そういうところを、僕はどの意見も大事にしていくということが教育の基本だと思っていますから。ですから、先ほど答弁書にもありました段階的に、段階を踏んでということなのです。簡単にはいかないのです。学校の校長は、職員を守るのも大事な仕事ですから。では、どうやって守るか。それは根拠をもって日常の教育をするということなのです。

では、性教育、今問題になっていること、そのままでいいのか。そうはならない。今、学校だけでやっているのを、本当に学校だけに任せておいていいのかという問題もありますよね。多分、進藤議員もそういう辺りは、いろいろなお考えをお持ちだと思うのですけれども、そういうことですとか、やはりいろいろなバランスを取りながら、子供たちの不利益にならない、しかも、そこに関わっている先生方の不利益にもならない、そういうところを考えながら、日常の教育をやっていくというのが大事かなと。

例えば、性教育というのはただ性のことを教えるではなくて、これもまさしく生き方指導だというふうに一般的に言われていますし、僕もそう思っています。ほかにも、例えば進路指導。進路の学習も、これ生き方指導ですから、キャリア教育も含めて。全部生き方指導なのです。

そうやって絡むということを考えれば、例えば特別の教科道徳、道徳の中にも、例えば相互理解だとか友情だとか、思いやり、生命の貴さだとか、そういう項目で必ずどの学年も指導することになっているのです。これ、全て共通してくるのです。性教育にもつながってくる。ですから、性教育としては、年間一、二時間しか取っていないけれども、それに関連した教育ということで、相当数の時間を使っている。これ以外にも、学級活動の中でもやっています。それを発達段階に応じて、小学校から中学校まで全部指導している。これを間違いないでやっていますから、それも含めると、相当な時間を性教育にも使っているということになると、私自身は考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 教育長のお考えと、今、学校の中で、性教育という枠組みではない中で、人権も踏まえたということですね。いろいろと大きく捉えて教育をされている。包括的性教育、次のことに入っていくとは思いますが、その前に、「生命（いのち）の安全教育」が始まって、強化期間で3年間やって、それに対する評価であるとか、いろいろなところでいろいろな意見、論文も出ております。私がこの「生命（いのち）の安全教育」を全部網羅してみたときに、何か違和感があるなど。こういう非常事態なので、まず文科省は、子供たちを守りたい、そういう性被害から守るといふ、そういう観点でこれをつくっていると思うので、第一段階としてはよろしいかなと思うのですけれども、先ほどの歯止め規制のことであるとか、性教育ではないですね、この安全教育というのは。何となく違和感があるというのは、性というのを非常にマイナーに捉えているというか、ポジティブに考えていない。私たちが

人を好きになって、結婚する、しないは別にして、子供を妊娠して、子供を出産して、私も3人産みました。これは大変喜ばしいことで、私の人生の中で一番のメインイベントといいますか、私の誇りでございます。そういうところが、これを読んでいると、何か否定されているような、私はそういうような気になりました。そこが気になって、いろいろ調べていったら、やはり皆さんのおっしゃっていることは一緒です、その評価で。まず、性のポジティブな在り方には全く触れず、子供たちに性に対するネガティブなイメージを植え付けているという、そういう専門家の意見もございました。

そういうことも踏まえて、次の包括的性教育のことに関する再質問に移りたいと思います。

教育長のほうからも、今、そういう包括的とありましたけれども、これももう10年ぐらいいちになりますか、そういう話があって。いまだになかなか進んでこない、歯止め規制というのもありまして、なかなか進んでこないというのは、先ほどもいろいろ説明もあつたのですが、包括的性教育というのが、教育長は多分必要だと、先ほどの答弁はおっしゃっていたと思うのですが、なかなか進んでこないという原因を、もう一回まとめて御答弁いただけますか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 先ほど、歯止め規定を超えて指導することは、大事か大事でないかというところは、私自身としては、その意思表示をしているつもりはないのですけれども、性教育そのものを発展させていくことは大事だというふうに考えています。

議員御承知のとおり、世界的にはいろいろな国でいろいろな取組がなされていますね。その歴史がスタートから全く違うので、その中であって、発展的にやっているところは、全てを小さいうちから教えてい

る。それが正しいと思ってやっている。日本は日本の歴史があるので、そういう国のやっていることをやると、多分大変なことになる。混乱して、性教育どころではなくなってしまうのではないかなということがありますから、だから、段階を踏んでということは大事なかなというふうに考えています。

現状、学習指導要領でいうと、今はもうぱんぱんです。その一時間を生み出すということに本当に大変な思いをして、現場の先生方はやっています。ですから、いろいろな問題が起きたとき、これもやってください、あれもやってください、指導してくださいと出てきますけれども、それをやることによって、当然ほかの時間が削られるわけですから、これも本当に大変です。そういうことを、今、教えなければならないこと、授業としてやらなければならないことを、バランスよくやるためには、いろいろな知恵だとか工夫をしなければならぬ。

もう一つ、今の時代にとっても大事なことは、家庭や地域と連携するということです。後ほど、議員からもその話があるかなと思うのですが、そういう辺りは、本当に私自身も課題だというふうに考えています。

現状でいうと、例えば歯止め規定も、精子、卵子、受精卵は出てくるけれども、受精に至る過程は取り扱わないだとか、そういうふうになっています。中学校も同様に。それがいかななものかという、いろいろな人の意見もあります。でも、それでいいという人もいるのです。これもまた大きな声であるのですよね。そういう中で、学習指導要領をどういうふうに制定するかというところを、審議会も経てつくっているわけでなくて、もう本当に協議をして苦慮して苦慮して、出来上がっているのがその学習指導要領。これを大体10年単位で

やる。今、次の学習指導要領の内容について検討されています。これはもう大胆にまた大きく変わってくるのではないかと。時数についても、今の考え方から大きく変わってくる。そういう状況になってきて、初めていろいろなことが実現できることも出てくる。

ですから、そういうことに向けて、私たちは、変わったならそこからやりましょうではなくて、今段階からいろいろな準備をしていくということがすごく大事なので、その準備を、例えば性教育についても、そういうことを考えながらやっていくということは、極めて大事なかなというふうに考えています。

質問の答えになっているかどうか分からないですが、以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

ただ、学習指導要領は10年単位ですね。本当に大変な思いをしてつくっているということも、私は今回初めて知りましたし、2030年ですか、この次は。多分出るということで、どのような内容になってくるのだろうかというのは気になるどころではございます。

学習指導要領のことについて、どのような会議で、どのような内容を話し合われて、こういう結果に、こういうものがつくられた、その前に、その情報というのは一切出はこないのですか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） その情報については、文科省のホームページに随時その会議内容が全部出ておりますので、調べようと思うと、誰でも見ることができる。そして、どんな内容で今審議されているか、どんなことで、今、意見が闘われているのかということも含めて、全部、議事録になって出ていますので、御確認いただければと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） なかなか現場では進んでいかない。適宜、順を追って、少しずつ進んでいくものだと思いますが、国際セクシュアリティ教育ガイダンスですね、包括的性教育の、それがなかなか取り入れられないということは、今、教育長から説明がございました。

では、足寄町の中で、教育振興基本計画をいろいろ眺めまして、第7次の総合計画も見たのですが、この中には、大変分かりやすく、これもSDGsの持続可能な開発目標、17の目標ですね。これが、どういうところで関連しているのかということで載っております。これは大変私たち分かりやすいというふうに思っております。これは世界基準です。SDGsの世界基準を取り入れて、みんなが納得しているということは、性教育も国際基準に合わせていく必要があるのではないかと、ちょっと私は思った次第です。

御答弁はいただいたので、それに対しての答弁は要りませんが、なので、日本の外で、海外で取り入れられているものがそのまま日本に通じるとは私も思っておりません。日本の文化であり、そういうものがありますので、奥ゆかしさであるとか、日本人特有の文化、感覚、それを否定するものでは、私は絶対ないと思うのですよね。ただ、どういうふうに取り入れていったらいいのかということ、できればもう少しスピーディーに。国が動けないのであれば、地域で、自治体で、もう少しみんなで話し合っていく必要があるのかなと、私は今回感じました。

ということで、すみません、包括的性教育、5番目が先に来てしまいましたけれども、残っている4番目の、保護者や地域社会との連携の在り方について、質問させていただきます。

先ほど、教育長からも、後で質問があるかもしれないというような話もありましたが、今回、この質問をするに当たって、私はやはり子供の母親でございます。教育委員会、学校の先生、しっかり頑張れと投げているのかどうか、すごく自問自答しながら、今回、この質問、ここに立っております。

やはり性教育に関しては、やはり家庭での教育が大事だと私も思っております。ただ、親世代、そのじいちゃん、ばあちゃん世代というのは、そういう教育を私たちは受けておりません。国際的基準、何？ 国がどうやって進めようと思っている、何？ 全然分かっていない現状なのが足寄町だと、私は思うのですよね。別に足寄だけではございません。

そういうときに、子供はどうやって育ていくのだろうと思うと、家庭のサークル、そして学校教育という場のサークル、そして地域、この三つのサークルが重なり合って、子供はやはり育ていくものです。家の中にずっといれば、そうではないかと思いますが、外にやはり子供は出ていくので、みんなが同じ視点でもって教育ということを考えていくというのが、やはり一番正しいことなのかなと思います。そのためには、みんなで意見を出し合う場ではなくて、こういう教育の、今、性教育はこういうふうな考えがあるのだよと、反対の意見もあるよ、そういうのを、私は保護者、学校の先生、そして地域ですね、やはり学んでいくべきなのではないかと思うのです。

子供の教育、子供がどうやって育ていくかで、やはり足寄町は変わってまいります。足寄を引き継いでいってもらう子供たちに、やはり私たち自身が、子供の前に、親、大人がアップデートしていかななくてはいけないのかなと、この目まぐるしく変わってくる社会の中で、というふうに私は今回思いました。

皆さんが知っている教育評論家の尾木直樹さん、尾木ママということで、皆さん知っていらっしゃると思いますが、この間、7月25日に日本財団ジャーナルに記事が載っておりました。この方は教育評論家ということで、皆さん御存じなのですが、旭川の事件ですね、中学生の女子が性的いじめなども含めて受けて、凍死したという痛ましい事件がございました。そこで委員会を立ち上げて、委員長になっておいでになったのが、尾木さんだという話は聞いております。やはり正しい知識をみんなが知らない、こういうことをしたら性暴力になるのだよということを子供たちも知らない、親も知らない。だから、こういう性暴力はなかなか終わらないのだということで、この性教育の後れ、後れと言っているのかどうか、日本の性教育に関してはやはり子供たちだけの課題ではなくて、大人や社会全体の課題である。いまだに性教育は、生殖とか性交にまつわる教育、ちょっと下品な言い方すれば、下半身の話と捉えている方が多いと。先ほど教育長もおっしゃっていましたが、性を学ぶということは、生きるという字の生を学ぶこと、生きていくことを学ぶこと、このセクシュアリティは基本的人権であり、子供たちの発達段階に応じて体系的に、私が注目したのは、この体系的にです。体系的に、包括的に学ぶものだと、そういうことを学ぶ機会をつくる必要があるとおっしゃっております。そのときに、いろいろな方を足寄町も呼んで講演をいただいております。この間、ゲイの方もおいでになって、町長も参加して、皆さんいろいろな感じ方をしたのだらうと思いますが、突発的に、今回はこの人を呼んでこよう、講演いただいた。ああ、そうだね、そういう考え方もあるねと、そこで終わってしまったのは、せっかくそこで学んだことが生かされてこないような気がするのです。その辺を体系的に、包括的に学ぶためには、教育振興基本計画の

中に入れていただいて、段階的に、町民の、保護者の、大人たちの教育を生涯教育の中で、私はしていくことなのではないかなというふうに感じた次第でございます。

その辺をお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 議員のおっしゃること、もっともだなと思ってお聞きしていました。

先ほどから出ている包括的性教育、これのキーコンセプトは八つあるのは御存じですよ。その八つ、時間の関係もあるのですけれども、読んでいいですか。

まず一つ目、人間関係。二つ目、価値観、人権、文化、セクシュアリティ。三つ目、ジェンダーの理解。四つ目、暴力と安全確保。五つ目、健康とウェルビーイングのためのスキル。六つ目、人間の体と発達。七つ目、セクシュアリティと性的行動。八つ目、性と生殖に関する健康の八つなのです。これはかなりな部分、学校で取り扱っています。

ですから、包括的な性教育というもの、やっていないのではなくて、取り入れながら、いろいろなところで教育が展開しているということを御理解いただければなと思います。ただ、まだ足りないところがたくさんあります。

それから、今、地域で学ぶ、そういうものを教育基本計画にもというふうなお話もありました。

実は私、教育長になってからいろいろ考えていて、どうしても行政、学校、地域という、そのつながり、弱いなど。実は今、五つの学校にコミュニティ・スクールという組織があって、学校運営協議会というのが機能しています。ですから、学校単位で、いろいろな学校の教育に対して、いろいろな地域の、総合的にいろいろ考えてくれる。そういう方々に委員になってもらって、いろいろな協議を進めています。ただ、それは学校単位なのですよね。例え

ば、今回の性教育のような、こういう課題、これどうでしょうかね、こういうことをもうちょっと地域で考えてみるとか、そういうことはできるでしょうかとか、そういうやり取りができる組織がないのです。これは問題だなというふうに考えています。

実は、次年度、足寄学びのネットワーク、これは仮称ですけども、こういうものを立ち上げようと思っています。足寄町が目指す教育の基本理念を具現化するためのシステムです。今言ったCS、コミュニティ・スクールをつないで、足寄ハブ、足寄教育運営協議会みたいな、どんと一つつくって、そこに情報がいろいろ集まる。逆に情報をそこから出すことができる。それをまた検討してもらって、また上げてもらうとか。例えば、今、働き方改革と教員は随分言われていますけれども、何でそんなものが必要なのだということ、教員だけ特別なのかと思われている方もいらっしゃる。その何でを説明する場所はなかなかないのですね。そういうことを双方向で情報をやり取りしながら、やれる組織をつくりたいと思っています。ですから、今年度、各学校の運営協議会に、担当と僕と行って、そういう説明を今やっています、来年度に向けて。これもやはり段階的にきちんとやっていかないと、いきなりぽんともやってもうまくいかないの、ちょっと時間をかけてやっています。

ただ、議員が言われていることを、本当にそのとおり大事なことだというふうに認識していますので、いろいろな手法を使いながらそれを実現する。それは教育委員会の役目だなと思っていますので、努力させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。そのようにお考えになっていると

いうことは、今日の一般質問の中で、私には大変うれしい収穫でございます。

本当に私たちも、先ほど目まぐるしく世の中が変わってきているとありましたけれども、性教育だけではございません。自分の古い認識というか、そういうものを、やはりどんどん新しくしていかななくてはいけない。この間、先ほど言いました、ゲイの方が来て講演していただいたときに、最後に質問を私がしたのです。学校の中で、男の方をパートナーに考える子供が、先生のことを好きになったと、男の先生を。そのときに、その子は先生に気持ちを打ち明けた。そのときに先生は、多分どうしようもなかったのじゃないかなと思います。それを、他の先生に伝えてしまった。それはないだろうと、その方、講演者は言っていました。それはその子の思っていることではないよねと、それはもうみんなに周知したということであろうと。子供にとって、大人でない子供の中で、性自認が違う子たちは人に知られたくないという気持ちがあるのだけれども、でも先生が好きで言ってしまった。それをほかの人にばらした。どうなのだろうといったときに、私は、その方が言われるのはもっともだけれども、学校の先生も多分受け止めきれなかったのだと思うよと、私は思ったのです。そういう教育を受けてきている先生かどうか分かりませんから。それはどうなのでしょうねと言ったら、その人は自然に、でもね、普通女の子から、普通異性から打ち明けられたときに、いや、君は生徒だし、そういう気持ちはないよとやんわり断るでしょうと、それと一緒にじゃないのと言われたときに、ああ、そうか、私も構えているなど。いろいろ勉強して、いろいろなところに参加していますけれども、自分の中にもそういう壁というのは持っているのだなというのをやはり感じました。なので、みんながいろいろな思いがあります。だけれども、いろいろな思い

があるけれども、いろいろな人がいるのだよということ、日々バージョンアップして、勉強して、関心を持っていかなくてはいけないのかなというふうに思った次第です。

最後になります。まずは教育長ですね。いろいろ聞いてまいりました。でも、教育長のお考えになっていることは、私も大変理解しました。ただ、親としては、今この現状、性被害もある中で、少し学校の中の対応策が親にも伝わったら少し安心かなというふうに思いますので、考えがまとまってからでも結構です。少し発信していただけたらうれしいなと思うのと、学びのネットワークですね、期待しておりますので、その辺も含めて、最後にお言葉をいただきたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 私自身は、情報というのは、受けることも発信することも両方大事だと思っているのです。意外と情報を受けるだけで、それをうまく発信できないというケースが、学校の中、教育の現場でもよくあります。ですから、保護者の皆さんと、地域の皆さんと、うまく意思疎通が図られなかったりというような場面も出てくることがあります。そういうことを改善するために、情報の出し方というのはいろいろあるので、そこは工夫していかなければいけないなと思っています。

今回の性教育のことに関しても、明日いきなりプリントにして、ばんと出されたら保護者はびっくりしますから。ですから、そういうことではなくて、どういう形で、相手の立場で情報を出していくかということも含めて、そういうことを検討しながら工夫して、今後、議員言われたように努力してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。

一番困っているのは、混乱しているのは、多分現場の保育士、そして先生方かなと思いますので、力になってあげていただきたいなと思います。

そして最後です。

まちづくりは、いつも私、言っているかもしれないが人づくり。ものをつくるのは簡単だけれども、人をつくっていくのは本当に難しい。特に、ここにいらっしゃる方は昭和世代の方が多いかと思います。私たちの認識でいくと、今の世の中、どう変わっていくのだろうと、何か怖い感じがしますけれども、その中に子供たちはいます。子供たちが、これからの足寄を創っていく、そういうまちづくりや人づくり、そういう子供たちの健やかな成長をなくして、足寄の未来はやはりないかと思いません。そういう意味で、足寄町の町長である渡辺町長、今日のいろいろな教育長とのやり取り、課長とのやり取りをお聞きになって、足寄町の、性教育も含めて、子供たちの教育に関して、お言葉をいただければなと思います。お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 私も思い起こすと、小学校、中学校のときに、性教育というのはどうだったのかなと思いますと、ほとんど覚えておりません。それだけきっと、僕の小学、中学のときに、そういう時間があったのかどうかというの、はっきり覚えてはいませんが、もっと時間数的には少なかったのだろうなというふうに思っています。

ただ、今日の議会の答弁の中で、いろいろとお話がありました。そういった中では、時間数は少ないにしても、ただ、そのほかのいろいろな場面場面で、必要な時点時点で、性教育ということであらうたっていないけれども、それに準ずるようなというか、それに通じるような教育というのはさ

れてきているというふうに思っていますし、いろいろな制約などもある中で、保育士さんですとか、それから学校の先生方がそれぞれ自分自身、人それぞれですけども、考え方もあるかと思えますけれども、創意工夫しながら、生徒に対する指導だとかというのをやってこられているのだろうというふうに思っています。

今後の部分でいくと、性教育だとかということだけではなくて、今言われていたような包括的な教育という部分なども含めて、人間関係をどうしていくのかだとか、今、どんどん多様化してきている、性的指向だとかそういった部分も含めて、いろいろ多様化している時代の中で、また、どう子供たちが育っていけるのか、そういった部分を見守っていくためには、もちろん保護者の方たちの役割というのはすごく大事ですし、それから地域の方たちの見方というのも非常に大事なことなのかなというふうに思っています。そういった意味で、今後、人権を基盤とした教育なども含めて、これから進めていかなければならない課題なのだろうというふうに思っています。

今すぐどう進めていくのかといった部分はなかなかありませんけれども、この間の、LGBTQだとかの研修会などもやりましたけれども、いろいろな機会を捉えながら、皆さんが今多様化してきているという時代の中で、どうみんなが生きていくのか、そして、それをみんながどう見ているのかといった部分なども含めて、みんなで勉強できるような、そういう場が必要なのかなというふうに感じているところであります。

なかなか一遍に進めていけるということではありませんけれども、これから進めていく中での一つの課題として捉えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。お気持ちはよく分かりました。

最後に、これは要望ですけれども、そういういろいろな人たちを連れてくるにも、学びのネットワークをするにしても、お金がかかりますので、少し予算を教育委員会にも、ほかにも教育に関する予算を少しつけていただけたらなということを要望しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（高橋秀樹君） これにて、10番進藤晴子君の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時30分まで休憩といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時30分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、4番矢野利恵子君。

（4番矢野利恵子君 登壇）

○4番（矢野利恵子君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

足寄町民の経済状況について。

国税庁では、毎年9月末頃、民間給与実態統計調査結果を発表しています。現在、最新の記録は、令和5年の1年を通じて勤務した給与所得者の平均で、1人当たり年間460万円です。

都市部と違い足寄町には大きな企業がなく、給与所得者より農林業や商工業などの個人事業者も多いと思われることから、国税庁の調査結果と単純に比較はできませんが、給与所得者だけでなく、民間一般町民の職業別平均所得はどのくらいになるのかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の「足寄町民の経済状況について」の一般質問にお答えいたします。

「足寄町における民間一般町民の職業別

平均所得はどのくらいになるか」ですが、御質問にありました国税庁が実施する「民間給与実態統計調査」は、源泉徴収義務者である事業所を従業員数等で選定・抽出し、その業種及び勤務する給与所得者の正規・非正規といった働き方や、男女別、年齢、勤続年数、役職、そして給与や扶養状況等を調査するものです。

令和5年分の調査結果では、1年を通じて勤務した全国の給与所得者の平均給与収入は459万5,000円となっており、所得に換算すると323万3,000円となります。

一方で、町が把握している町民の収入状況は、各事業所や年金事務所の支払報告書、所得税の確定申告等が基礎となります。また、これらの情報は個人住民税を課税するための資料となりますが、正規・非正規といった働き方や職業の情報等が全ての資料に明確に記載されているわけではなく、課税計算上も必要ないことから、職業別平均所得は把握していません。

なお、職業別ではなく所得の種類ごとであれば平均所得を算出することができるため、参考までにお答えすると、令和6年分のパートやアルバイト等を含んだ民間給与所得者の平均所得は199万5,000円、営業所得は149万6,000円、農業所得は257万6,000円となります。

補足となりますが、国税庁の数値は「1年を通じて勤務した給与所得者のみを対象」としたのですが、本町の数値は「年度途中で就職・退職した方を含む全ての納税義務者」を対象としており、両者の数値を単純に比較することはできない点を御理解賜りますようお願い申し上げます、矢野議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 1年を通じてで

はなく、年度途中で辞めた人とか年度途中で働いた人も含むと。これを何とか1年を通じて、その仕事に就いている人、それに限って出していただけたらありがたいなど。国では、14種類に分けて、建設業、製造業、卸売業、小売業というふうに14種類にも分けて出している。そこまで細かくしなくていいので、せめて商業者、工業者、農業者、給与の方とか、そういううちちょっと小さく分けていいので、町民全体の生活レベルがどのくらいかというのを把握するために、今出したのではなくて、もうちょっと細かく産業別に出していただけたら、1年を通じて働いている人の給料というのを、今後それを出すように体制を整えていってもらえないかどうか、お聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほどの答弁の中にもございますけれども、国で調べている14種類の分けというのは、国税庁のほうでこの調査というのを実施していますけれども、事業所等を選定して、抽出して、調査をしているということでありますから、全てを網羅しているという、出てきているいろいろな確定申告だとか、そういったものを全部網羅して、それから計算しているわけではなくて、業種、そういったものを、特に規模だとか職員数だとか、いろいろなものを選んで、その中で選んだ企業から報告を受けたものという形で出しているわけですので、全てを出しているということではなくて、その選ばれた企業が報告をしていると。それは、1年間通して働いている人たちだとかということでの報告が出てくるわけなのですけれども、町のほうとしては、先ほども申し上げましたように、町民税を計算するための資料として集めている資料であって、その中には、きちんとした書き方がされているわけではなくて、どんな事業、どんな仕事をされていたのか、働き方はどんな働き方をしてきたの

か、1年間ずっと通して働いたのか、途中で辞めたのかだとか、そういったところが正確に把握できない。町としては、そこまで把握しなくても、住民税の計算には特に支障がないということで、そこまでの体制というのは、なかなか整えることはできないのかなと考えているところでありまして、矢野議員がおっしゃったような、全部を14種類でないにしても分けて、1年間通して働いている人たちの給与実態だとか、そういったものを調査することは、今段階ではできないということで御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 国では、給与所得者数は、令和5年の場合、5,076万人、令和3年では5,270万人もいたから、人口が減っているのかなと思うのですが、人口が減っているのかなと思うのですが、その中でも、人数が多いから、標本調査ということをやっている。標本抽出、無作為に抽出して、その中の平均を出すというふうに。ただ、それでも従業員別に、従業員が1人から9人、そして10人から29人、30人から99人というふうに、7種類の従業員数に分けてやっている。そして、第1類の1人から9人のところの標本調査をしたときには1万4,497人分、そして、2類のところは1万6,359人分、3類が2万2,988人分。これを全部やっているわけですね、幾ら標本調査でも。足寄町の人口何人ですか。これに比べたらはるかに数が小さいことだし、やることは同じことをやって、数が小さいのだから、十分やろうと思えばできるはずですよ。

町民の経済状況を知って、どの産業が衰退しているのだ、どの産業が大変なのだとか、そういうのを正確に把握して、町政をやっていかなければならないと思うので、やはり国と比べたらはるかに人数が少ない

のだから、標本調査をしなくても、足寄町の場合は出ると思うので、やっていただきたいと考えますがいかがですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今、団塊の世代が75歳になってくるというような時代でありますので、今年が多分75歳になってくるということでもありますから、働いている人たちもどんどん減ってきて、今までは減ってきているという状況だというふうに思います。それが人口減少も含めて、それから、団塊の世代、働いている人たちが減ってきているという状況で、矢野議員から言われたように、人口が減ってきているのだらうなというふうに思っているところでもあります。

国は統計調査としてやっているところなのですが、町の場合は、町民税を把握する、算出するための形で、この所得を集めているというようなことで、国は統計調査としていろいろな企業にそういうことをお願いして、出してもらっているところと、町は税金の算出をするために、その資料をつくっているといったところで、全然目的が違ってきているというところですね。

そして、統計をするための調査員さんだとか、それから国の職員なども含めて、やはり膨大な数の人たちを調査するといった分では、やはり膨大な人たちを、膨大としてもどのくらいだか分かっていませんけれども、やはりそれなりの人数をかけて調査しているのだというふうに思っています。

一方で、足寄町はどうかというと、これは、先ほども言いましたように、町民税の算出をするということを目的として、税務室でやっているわけですので、方法としてやれないかという話ではありますけれども、目的が全く違ってきているという部分、それから、税金も算出する部分で集めている資料、それは、先ほども言いましたように、完全にその中身が、矢野議員が目

的として考えているような中身になっていないということも含めて、なかなかそれはできないのかなと考えています。

以上でございます

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 統計を出そうと思えば出せるでしょうということを言っているのですよね。国と同じ目的でやってくれなんてことは言っていない。足寄町は足寄町として、町民の経済状態がどうなのか、どういうところに手を差し伸べたら人口が減らないようになっていくのか、それを判断するためにこれを出してほしいと言っているのですよね。

国の調査に比べたらはるかに人数が少ないから、きちんと住民税を出していることだし、それについて、平均をどのくらいかということを出そうと思えば出せると思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

矢野議員が足寄町の持っているデータで出せるのではないかと、まず前提があるのでしょ。ちょっと質問させていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 足寄町の持っているデータで出せるのではないかなというふうには私も考えています。人数少ないから、大きな従業員のいる会社はここここしかないとかね、そういうことは分かると思うので、その付き合いの中からも小さい町、人口が少ない町なので、標本調査の国でやっているとしたら1万何ぼという、それよりももっと少ない人数だから、やろうと思えばできるはずですよ。

○議長（高橋秀樹君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今回の矢野議員

のおっしゃいました国税庁長官官房企画課が出しているものは標本調査で、その事業所に新たに調査票を配布してデータをいただいています。1年間の給与総額ですとか、1年間きちんと働いているとか、扶養がとかで、足寄町には今そのデータはありません。なので、矢野議員が言われるようなデータを必要とするならば、矢野議員からの要望により、こういう調査をしなくてはいけないので調査に御協力してくださいということで、全事業所において、それが皆さんの御理解をいただけるかということと、非常に悉皆調査、すごくボリュームがあり金額もかかります。時系列で多分どの産業がこうだったのがこうなるとかというので、また年代的にも比較をしないといけないですし、その比較が過去と今との比較ということであれば、今から始めるとまた何年後かになると。それが足寄町だけのデータでありまして、各市町村はそんなことをやっていませんので、それがその比較として次にどうなるかということと、私どもはそこまでして、その数値について必要性を感じていないというのが一番でございます。それと、今あるデータがないというところがもっともなことなので、その辺を御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） ほかの町村と比べるというよりも、国と比べてどうなのか。隣町と比べてどうかということと言っているのではなくて、国と比べて町民の経済状態はどうかだろう。それを言っているのですよね。別に制度がないのなら、これからそういうふうに町内の産業別の収入を出すという、そういうことをやっていってもらいたいなど。そして、前年と比べて今年度は給料が下がったのかなというのを判断して、できる範囲の中で、だか

ら14種類も国のようにやれと言っていない。主な産業、建設とか商工、農業、林業、あとその他に分けても、短くとか、少ない項目においてやってもらいたいなど。誰が辞めたか分からないというが、この中にはきちんと書いてあるじゃないですか。パートも含めて、アルバイトも含めて、途中で職業を辞めた人とか、入った人も含めたので出したというふうに言っているので、そういう点、分かっているはずだから、税金かけている人はね。そこから出してほしいなということなのですから。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ここに書いてある1年間ずっと働いているかどうか、そういったのは分からないので、そういった人たちも含まれていますよということで書いてあるわけで、実際に1年間ずっと通して働いている人たちがどのくらいいるのかというのは、要するに分からないので、そういう書き方になっているということですから、そういった意味では、矢野議員が言われるようなことをやれということになると、やはりきちんと調査票もつくって、国と同じような形で、14種類にはならないのかもしれないけれども、事業所にそういう資料を送って、中身を書いていただいて、出していただいて、それを集計してという形になるわけなのですね。それは、全然今までやっていない事業でありますから、そういった意味では、本当にまた余計に仕事が増えるという形になるのかなというふうに考えています。

それを、税務で押さえている数字と、またそれで新たに出してもらった数字とか、調査票、そういったものを見ながらということになると、また非常に複雑にもなっていくのかなというふうにも思いますし、とりわけ今の経済状況を、その所得をきちんと把握しないと、今、足寄町の町中の経済状況が分からないかということ、そ

うではないのかなと感じているところがあります。今までも、経済状況等、商工会ですとか銀行さんですとか、いろいろなところの人たちと話をしながら、これまでの支援策だとか、そういったものを考えてきていますので、特にきちんと数字が把握できて、それを基にやるのですよというようなことではないかなというふうに感じています。

それと、統計的に取るとすれば、やはり長い期間をもって取らないと役に立たないのだと思うのです。1年、2年だけ取って、去年と今年違いますよと、これだけだと、そのときそのときの状況、また全然変わってきますので、それだけでは本当にその業種の人たちの給料が減ったかとかというのはよく分からないとか、たまたま高齢で比較的高い給料をもらった人たちが退職した後、若い人が入ったよだとかということになってくると、その事業所自体の給与の実態だとか、そういったものも分からないという部分もあるので、そういった意味では、長く取っていかないと、その実態というのは分からないということになるのかなというふうに思っております。矢野議員が言われるような調査をこれからやってはどうかということについては、今段階では考えていないという状況です。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 今段階では、これから統計を取っていくという考えはないということなので、今後、その考え方を見直してほしいなと望むだけですけれども、単純に比較して、所得に換算すると、税金引いた後のものですかね、都会のほうは323万円、そして足寄町は単純計算して199万円、149万円、農業者で257万円、明らかに全てにおいて負けている。これだったら、足寄で生活するよりも都会に出てしまおうかなと、若い人は考えてしま

うと思う。ここを何とか足寄もいいところなのだ、足寄で生活したほうがいいぞということをやするために、やはりその政策をやっていかなければならないと思う。

例えば、今までプレミアム商品券で出たけれども、あれはすごく面倒くさいので、そんなものよりも一気に町内でしか使えない商品券として、各家庭に渡したほうがずっといいと私は思っている。あれ、双方向のやり取り、申し込みたい人が申し込んで、そして今度はまた、許可になりましたというのが来てというふうに、許可になったやつを持って行って交換すると、今、郵便料金も値上がっているのだから、それがもったいないのではないかなと、そんなことを考えたら、本別町では、6,000円の商品券を全戸に配布されたことがあったけれども、足寄町ではないのかと、私、聞かれたことがあったので、本当にそういうことをやっているのかどうか分からないけれども、そのやり方はいいなと。プレミアム商品券というふうに、そんな面倒くさいことをしないで、いきなり商品券渡したほうがいいのではないかなと。やはり町民の生活をちょっとでもよくするために、町としても、できる範囲の中で考えていってもらいたいと思いますけれども、それについてお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 町民の方たちの生活を守るといふ部分の事業でありますけれども、そういった部分は、それぞれまたいろいろな部分で考えなければならないことなのだというふうに思っています。そういうものも、先ほども申し上げましたように、商工会ですとか、それから金融機関等と協議しながら、今の経済状況はどうなっているのか。商工会なども、今のまちの中の経済状況ですとか、それから商店さんの売上げの状況ですとか、そういったものをいろいろと聞いたり、調査したりだとかというもしていますので、そういったこと

も含めて、そういう状況を踏まえながら、今後の政策の展開につなげていきたいなというふうに思っています。今回の予算の中でも、そういった意味では、プレミアム商品券は今回やっておりませんが、クーポンという形で、高齢者の方、それから子育てを支援する、子育てを今されている世代の方ですとか、そういったところで支援をしていけるような、そういった取組も考えているところでありまして、今後においても、今の物価の高騰だとか、そういったところで、非常に住民の方たちの生活、大変になっている部分などもあって、そういった部分を少しでも緩和できるような取組というのを進めていかなければならないというふうに思っています。

また、あわせて、国だとか北海道だとか、そういったところに、物価高騰だとかで住民の方たちが大変ですよというような部分を訴えていくような、そういった取組をしていきたいなというふうに考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 例えば地方交付税、今年度約49億9,000万円、それが来ていると。こんなに来ているのはなぜかといったら、やはり地方に住んでいても都会と遜色ない生活をしないと、都会にばかり人口が集中してしまっていて、国が成り立たなくなるから、こういうことをやっているのだと思う。だから、そのためには、この約49億9,000万円も今年度来ているのだから、一般の町民が生活がよくなったな、ちょっと助かるなと思うようなことをやっていってもらいたい。

そして、今回、予算に出ているやつですけれども、クーポン券は75歳以上と子育て世帯しか対象になっていない。やはり全町民を対象にしたような、全町民としても収入の高い人は外すよというのだったら、

それはそれでみんな納得できると思う。そういうふうに、年齢だとか環境で区切らないで、全町民を対象にしたことをやってほしい。それについて、今後検討していつもらえるかどうか聞きたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 所得の高い人たちもいらっしゃるだとかというのがあるので、全町民というのは果たしていいのかどうなのかというのはあるかなというふうに考えているところであります。

今、矢野議員も所得の高い人はとかという話もされていましたが、やはり全町民という所得の高い人も全部ひくくめてになってしまうので、そういったことにはなかなかないかなというふうに考えているところであります。

そういった意味で、本当に今大変だよと考えられるようなところを中心にとということを考えておりますので、その辺りは御理解いただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 全町民というのは、要するに対象を75歳以上だとか、子育て世帯だとか、そういうふうに分離しない全町民ということをやっていたのですよね。そのことについて、今後考えていつもらいたいと思うのですけれども、だから、所得の統計を出して、どういうところが困っているのかなということを考えてやっていつもらいたいという、今後、統計を、国みたいに14個というふうになくなくていいからやっていつもらいたいということをやっているわけですが、それについて、検討するとかそういうふうなことを言ってもいいような気がしますけれども、どうですか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども言いましたように、所得の状況で平均ということでは

出していくということになると、あくまでも所得の平均ですから、高い人もいれば低い人もいるという、そういうところの平均なわけで、これだけを見て、この平均だけを見て全体としてその業種は所得が少ないよというのは確かに分かるかもしれませんが、その中身ではいろいろな方たちがいるなということなのかなというふうに思っています。

いずれにしても、なるべく困っている方たち、生活に非常に支障のある方たち、この物価高騰が影響のある方たち、そういった方たちに対する支援の在り方というのは、今後も検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ここで、昼食のため、暫時休憩いたします。

午後1時再開いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

矢野利恵子君の一般質問の途中から再開いたします。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） それでは次に、足寄町住環境・店舗等整備補助金の補助率等を上げることについて。

住宅や商業系家屋の新築、リフォーム、中古住宅購入、耐震診断、改修に係る住環境・店舗等整備補助金の補助率は、対象となる工事の種類は増えたものの、平成23年度の制度開始から13年経過しているにもかかわらず上がっていません。

昨今は、原材料費が高騰し、住宅整備に係る工事費用も高額になっています。現在の物価高騰に伴う費用の増額に合わせ、補助率及び補助額上限を上げることはできないかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 矢野議員の「足寄

町住環境・店舗等整備補助金の補助率等を上げることについて」の一般質問にお答えいたします。

「足寄町住環境・店舗等整備補助金の補助率等を上げることについて」ですが、本制度は平成23年度に、定住人口の確保と地域経済の活性化を図る目的で、一般住宅の新築工事を補助する制度として創設したものです。

平成24年度以降、住宅等の増築・改修、耐震診断・改修、中古住宅等の購入・改修、賃貸住宅の新築・改修、住宅敷地の舗装、カラマツ材の構造部利用等を補助対象として拡充しながら、多くの町民の皆様に御活用いただいています。

令和6年度は、店舗新築工事1件、中古住宅購入2件、住宅等改修工事154件、中古住宅購入・改修工事3件、住宅外構工事11件の合計171件で、2,828万3,000円の補助を行いました。本事業により、町内事業者の利用による地域経済の活性化と町民の住環境の向上に一定の役割を果たしてきたものと考えています。

近年、原材料費の高騰等により工事費が上昇していますが、それに伴って町が行う補助の金額も上昇することから、物価高騰を理由とした補助率変更は考えていません。また、補助上限額を上げることについてですが、現在、町が設定している上限150万円は、十勝管内の他市町村で行っている定住促進を目的とした制度と比較しても高い水準にあることから、現時点で見直す考えはありません。

これからも財政状況を鑑みながら、限られた財源の中で、誰もが安心して住み続けることができる住環境づくりと地域経済の活性化に向けた取組を進めてまいりたいと考えていますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 他市町村で行っている定住促進を目指した制度と比較しても高い水準にあるということですが、ちなみに隣町の本別町のやつを昼休みにダウンロードして見てみました。そうしたら、新築住宅の場合は、基本助成額20万円に、町内建設業者を使ったら80万円、移住世帯に50万円、子育て3人以上だったら150万円ということ、全部で300万円まで。だから、足寄町の一律150万円は、それほど高い水準にあるとは言えません。ここの中古住宅の場合は、最低基本助成20万円、若夫婦か子育て世帯が75万円、全部で95万円ぐらいで、足寄町よりは低いと。それでも、やはり目玉商品となる移住者を呼び込むようなことは、2倍の金額を本別町では出している。だから、必ずしも高い水準にあると言えない。

そんなことはどうでもいいかもしれないけれども、取りあえず足寄町独自で魅力的な金額を出さなければならないのではないかな。大体13年間も上げないなんて、そんなことありえないでしょう。普通は10年に一度は見直しして、値上げを考えるべきだ。そこのところをどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

こんなに時間が経過して物価も違っているのに、いいのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 赤間まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 今、議員がおっしゃったとおり、本別町に関しましては、新築の場合20万円で町内事業者加算80万円ということで、その他プラスアルファの加算として、おっしゃったとおり、子育て世帯加算だとか、政策的に別に加算を設けているので、全て合わせると高くなる状況があるかと思います。

逆側、上士幌町さんは、定住促進を目的とした補助事業は、ベースはやはり足寄町

よりも低いのですけれども、ほかに政策的に、例えばゼロカーボンですとか、太陽光ですとか、そういったような別制度で利用できる制度があって、足すと確かに高くなる。

だけれども、本別町さんに関しては、例えば住宅改修は、例えば100万円未満のリフォームですと上限が10万円ですとか、100万円以上のリフォームですと上限が30万円ですと1回しか使えないというような制度となっていて、町としてどこに重点を置くのか、移住者獲得に重点を置いてそちらを上げて、逆に町民の方々がリフォームに使うときにあまり使えない、1回しか使えないという制度になっておりますので、足寄町としては、今いる方もできるだけ環境を向上して、長く住んでいただきたい。また、何回でも使えるですとか、例えばエアコンをつけるですとか、ストーブをつけるですとか、できるだけ町内事業者さんを利用していただけるような形で、そういった方々が利用しやすいような制度として、今、運用しています。ですので、今の段階で、これを例えば制度を一度やめて、新築のほうに重点を置いてという考えは、今のところはありません。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 別に新築のほうに重点を置いてと、そんなことは言っていない。全体について引き上げてほしいということを行っている。

考えてみれば、今、商工会館のすぐ近くに家が建っているのですよね。それは町内の業者ではないですよ。これだけ150万円まで出せるのに、町外の業者があれをやっている。この制度が全く効力をなしていないと言っても過言ではない。あそこに家を建てている人が、町内業者を使う気になるような、そういう補助の仕方を考えなければならぬし、リフォームの仕方だっ

て、例えば、これとは別立てでもいいから、エアコンをつけるに当たって、自宅とか家ならいいけれども、事務所だとか工場にはエアコンをつける補助がない。とても使いにくいのだという話がある。

そういう点、やはりもっと町民側と話をするというか、いろいろな各団体、商工業者、商工会だとか建設業者、建設業界の人とかと、そういう面を詳しく話し合っ、どういうところに補助を出していいのかということの研究していってもらいたいのだけれども、そういうことはできるのかどうかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 先ほどの質問にちょっと戻るのですけれども、新築住宅の150万円、決して高い水準ではないのではないかというお話でしたが、私がオープンになっている情報で調べた限り、そういったいろいろな政策的な加算を考えたとしても、150万円より高い金額を出しているのは、恐らく本別、陸別、浦幌の3町で、そこ以外は足寄町より皆さん低い金額が設定されているので、答弁書にあった150万円というのは、比べると高い水準にあるというような答弁をさせていただいたところです。

新築住宅を建てる際に、150万円では町外業者に負けてしまうのではないかというお話だったかと思うのですけれども、実際に幾らまでというところがなかなか難しいと思いますので、まずは上げるというお話は、今はできないのですけれども、実際に関係する団体というか、そういったところと、今何か問題があるのかということ聞き取ることは行う必要があるかなと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） ぜひやっていっ

てもらいたいと思います。

町内の業者さんたちは困っている。これを使えるかと思っていったら、事務所や工場には使えない。こんなに暑くなってきているのに、エアコンつけようと思って、町の補助金が使えないなら本当に不便だ。それは業者さんと本当に話し合っ、協会の人なり、商工会の人なり、話し合っやって行ってほしいと思う。

取りあえず本別、陸別、浦幌よりは足寄町ちょっと劣っているところがある。近隣の町村と劣っていたら、終わっているじゃないですか。近隣の町村よりも、よくしないと足寄町を選んでくれないし、そして、昔から住んでいる人も、足寄に住んでよかったと思われるような、そういう町政を進めていくべきだ。

今後の話として、本別や陸別や浦幌に負けないような、そういう補助金の在り方を考えることができずのかお聞きします。

○議長（高橋秀樹君） まちづくり推進課長、答弁。

○まちづくり推進課長（赤間恵一君） 今、矢野議員がおっしゃったように、昔から住んでいる方々が、足寄町の制度を利用する場合には、先ほど申し上げたとおり、本別、陸別、浦幌よりも、足寄の制度のほうがはるかに使いやすい制度となっています。

ですので、先ほどの答弁にあったように、新たに移住者を獲得する、町外から新たな子育て世代を獲得するすとか、そういったような取組に関しては、確かに加算だとかを合わせると劣っていますので、そういった部分は、政策的にどうするかというのは、全てこれは一般財源となりますので、どうしていくかというのは、引き続き考えていく必要があるかなと思います。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） ぜひ本当に考え

ていてもらいたい、実効性のあるものを。今新築で建っているところが、町外の業者を使っている。それを町内の業者さんが、新築でも建てるようにというふうなことをやって行ってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 補助金の関係で、いろいろとお話ございましたけれども、足寄町に住むのに、もちろん住宅に対する支援というのがあるにこしたことはありませんけれども、必ずしも金額が高ければそちらに行くのかというと、決してそうではないというのは間違いないというふうに思っているのですよ。金額だけで、金額高いから隣町に行くだとかということではなくて、やはりそこに住むために、住む必要性というか、そういったものがあって引越してくるとい、移住されてこられるということなのかなというふうに思っておりますので、近隣のまちに金額的に負けているから、うちのまちに人は来ないとかということではないというふうに私は思っています。

それと住宅を建てるときに、ほかのまちの業者さんが来てやっていますよというのは、今に始まったことではなくて、もっと建築物価が安いときから含めて、そういうことはありました。ですから、足寄町がその当時、多分ほかのまちから比べてもずっと高い金額の補助を出していても、ほかのまちの業者さんを使って、住宅を建てるという、そういうことはあったというふうに思っています。ですので、それはある意味、金額によってどこの業者さんを選ぶということだけではなくて、補助金があるなしで決めるということではなくて、やはりその人その人の、個人個人の、ここの業者さんをお願いをしたいなだとかという思いもあって、ほかのまちの業者さんを使って建てるというようなこともあるというふうに思っています。

です。必ずしも金額だけが一人歩きするということではないかなというふうに思っていますので、そこら辺も含めて、いろいろな研究をさせていただきたいなというふうに思っています。

それと、ほかのまちでいけば、先ほど赤間課長のほうからも、いろいろと説明ありましたけれども、いろいろな加算というか、いろいろな事業があって、その事業、その事業があって、全部積み重ねていくと、そのぐらいの金額になりますよということですが、必ずしもそれが、全部が該当するかどうかというのも分からないところで、こういう補助金がいっぱいありますよ、それを足していったらこんなになりますよというのが全て該当するかどうかというのは、やはり住宅を建てる人の考え方だとかによっても、また変わってくるのだらうなというふうに思っていますので、そういったことも含めて、いろいろと町内の業者さんですか、いろいろお話を聞いたりだとかということはやぶさかではないかなと思っておりますので、考えておりますけれども、必ずしも金額を上げるだとかということを前提としたというお話ではないかなというふうに思っております。

それと、足寄町の財源的にも、交付税がこんなに入っているからというようなお話もありましたけれども、必ずしも交付税が入っているから、この事業に使えるということでもないわけで、いろいろな事業があって、その中にいろいろな財源を充てていくという形の中で事業をそれぞれやっていますので、これだけ交付税が入っているから、これだけやれるのではないかだとかということには単純になっていかないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） ちょっと今のは後退したような答えだったかなというふう

に、必ずしも金額のせいではないということですが、私もリフォーム補助金を使わせていただいたこともありますけれども、金額のせいで最近では使えません。資材が高騰してしまって、昔、980円で買ったコンパネが2,050円にまで値上がって、今は1,500円ぐらいに下がった。それでもやはり買ったときの1.5倍、なかなか資材が上がって、家を直したいけれども直せないのですよね。もうちょっと補助金が多かったら手を出せるのにとというふうに、使うほうとしては。お金を出すほうとしては、金額のせいじゃないというふうに言うかもしれないけれども、使うほうは金額のせいですよ。やはり金額によってどうなのか、その事業ができるかできないかということがやってくると思うので。

私が聞いたことによったら、本別町では家を建てると300万円もくれるから、そこへ行くという人の話を聞いたことがある。そこを考えたら、金額の問題ではないというけれども、やはり金額の問題だと思います。そのところをきちんと判断してやってほしいな。そのためにはいろいろな建設業の、その人たちの会の人だとか、商工業者とか、その会の人たちと詳しく、その点、話をしてもらったらいと思います。

答弁、お願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 人それぞれ考え方がありますので、やはり300万円ももらえるのだったら、そちらがいいかなという人もいれば、150万円だけれども、私はこのまちに住みたいよだとかという人もいるのではないかなというふうに思っています。それはいろいろな、矢野議員の考え方は矢野議員の考え方として、そういうことで、やはり金額だよということなのだというように思いますけれども、ほかの方たちもみんなそうかという、そうでもないかなというふうに思っています。100%

そうだというふうには思っていないところ  
であります。

それから、物価の高騰があつて金額が増  
えて、資材費にしても増えてくるという  
ところでありますけれども、足寄町の補助  
事業は、最初の20万円までは2分の1  
ですけれども、それを越えた分については、  
8%ということにしています。ですから、  
物価が上がって資材が上がれば、上がった  
分だけ、パーセントでいきますので、い  
いや、8分の1ということですので、そ  
ういった部分では、資材が上がった分の  
金額が、まるまる持ち出しになるという  
ことではなくて、そのうちの8分の1は  
補助できますよというような形になって  
いるということですので、今の物価高騰  
でいろいろな資材が上がって、建築費用  
だとか、それから改修費用だとかも上  
がっているという部分は間違いなくそれ  
はあると思いますけれども、この事業を  
使っていく上では、先ほども言いました  
ように、額が事業費として上がるとす  
れば、補助金の額も多少なりとも上  
がるという、そういう形になっていま  
すので、御理解いただければというふう  
に思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子  
君。

○4番（矢野利恵子君） 実際問題とし  
て、昨年場合は、リフォームとか、住  
宅、店舗、外構、賃貸住宅、あと解体  
に対する、これの予算は3,500万円  
を取って、ところが3,000万円未  
満しか使わなかったからといって、今  
年度の予算は3,000万円に下げ  
ている。使わなかったから下げている。  
いいのか、それで。どうしてみんな  
使わないのだろうと、そこを詳しく  
考えなければいけないのに、必ずし  
もそうではない、そうではないという  
ふうに言って、そして、3,500万  
円の予算を今年は3,000万円に  
下げる。そういうことにはならない  
のではないかと。せっかく

予算を取っていたのに、それを下げた  
のはどういうことなのかということ  
を、下がってしまったのはどうして  
なのだと、みんなが使ってくれな  
かったのはどうしてだ、そこを  
詳しく考えていかなければなら  
ない。たとえ150万円上限でも  
足寄町に住みたい人は住むと、  
確かにそのとおりだけれども、  
この場合、そういうことが本  
当に言えるのか。では、実際  
に3,500万円から3,000万  
円に下げた理由は何なのだ、  
そういうことになっていくので、  
そこのところはどう考えていま  
すか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 3,500万  
円の予算を見て、実際には3,000  
万円程度、今回で2,800万円  
ぐらいですね。それというのは、  
一定程度改修事業だとか、そ  
ういった事業がそれぞれ行  
われてきて、一定の事業が行  
き渡ってきているということ  
もあるのではないかなという  
ふうに考えています。

いつまでも、回数も何回も  
使えるということにしてい  
ますし、上限は150万円と  
決まっていますけれども、何  
回も使えるというようなこと  
ですとか、そういった部分  
もあつて、改修工事だとか、  
そういうものも比較的小額  
の工事から改修もできます  
よというようなことでやっ  
てきていますので、そうい  
う中で、当初は3,500万  
円ぐらいの予算が全部使  
われてきた部分が、だんだ  
ん少なくなってきているとい  
うのは、一定程度、町民の  
人たちに、改修事業という  
のが行き渡ってきて、改修  
するところも、だんだん少  
なくなってきているという  
ことも、一つは言えるのか  
なというふうに思っています。

それと、もう一つは、どう  
してなのかいといった部分、  
その辺りは、先ほども言  
いましたように、いろいろと  
業者さんですとか、そう  
いった方たちと相談しな  
がら、お話を聞きながら  
ということになるかと思  
いますけれども、業者さん  
たちも、こういう

事業があるというのはもう十分、何年も続けてやっていますので、知っていますので、お客さんから相談があれば、そういう事業がありますよということで、この事業に該当するようなものについては、該当させてもらって、申請していただいて、補助金を出しているというような形でやっていますので、そういった意味で、全体として、なぜ使われなくなってきたのかといった部分、先ほども言いましたように、一定程度浸透してきている部分ですとか、それから、そういう改修事業だとか、なかなか今やるという状況ではないということなのかもしれませんけれども、いろいろその辺りの理由も含めて、その辺りは業者さんなどにもいろいろとお話を聞いてということになるかなと思いますけれども、一概に、使い勝手が悪くなったから使われなくなったのだかということではないかなと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） いや、使い勝手はとても悪いですよ。だって、2番目に使うときには、10万円以上という規定がある。そして、10万円以上のうちの8分の1を補助してくれる。5万円とか、7、8万円という、そういうときもあるのに、一律10万円以上というふうに、2回目以降は決まっているので、とても使い勝手が悪いし、そして、行き渡って、もうリフォームし終わったのではないか、そんなことはない。リフォームは何年か後には必ず出てくるものだから、一旦リフォームすれば、それで終わりというわけにはならない。また、ボイラーが駄目になってきた、そして、土台がちょっと駄目になってきた、それでやらなければならないことがある。リフォームしたから、もう使ってしまったから、それで使っていないのだという話にはならない。

取りあえず一番の問題は、建築資材がとでも上がって、リフォームしたいけれどもできない状況になっているということが一番の原因なので、そこのところを考えていってほしいなど。

前町長のときには、矢野さんが出したものには取りあえず全部反対しておけ、それが町の職員の人々の風潮だった。それは、元職員の人から聞いたのですけれども、取りあえず矢野さんが出したものには反対しておけというのが、町職員の課長さんたちの間での通例だったと。それが今でも続いているなら、それはとんでもないことだし、やはり町民は何を考え、何を必要としているのかを正確に、この人が言っているから駄目ではなくて、そういうふうな狭い考えではない町政であってほしいなど。渡辺町長はそういう人だと私は思って、そんな狭い考えではなくて、きちんと公平に町民のことを考えてくれる人だと思っているので、そこを考えてほしいなどと思います。

○議長（高橋秀樹君） 矢野議員、多分すごく真摯に受け止めながら答弁をいらっしゃると思いますので、その辺は矢野議員も考慮しながら御発言をお願いいたします。

渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 全くその改修事業がなくなったということではなくて、昨年も改修工事は154件の申請が上がってきているのです。なので、全体として行き渡ってきているということは、先ほども言いましたけれども、しかしながら、少しずつやはり改修は必要になってきて、154件の改修の事業があるということですから、全くなくなったということではない。ただ、ある程度行き渡ってきていて、改修の事業というのも、それぞれの人たちの考え方だとかというのがありますから、住民の方たちの考え方として、今ここを改修したほうがいいのかだとか、もうちょっと待ってからやったほうがいいのかだとか、い

ろいろ考えながらやっているのだと思いますので、一定程度のこの事業の趣旨というのは浸透してきているし、一定程度使わなければならないという人たちは使ってきているという状況。そして、さらに昨年も154件の改修工事があるということですから、そういう部分では全くなくなったかということではないというふうに思っています。

なので、矢野議員は使い勝手が悪いということでは言われていますけれども、一定の規模の、自分の資金の中である程度できるなどというのは、きつともってやられているのだと思いますし、それよりももうちょっと金額が大きいものについては、こういう事業を使っただとかというの、もしかしたらあるかもしれません。それは業者の方たちも、このぐらいの改修だったら、この補助事業あるからそれを使ったほうがきつともっていいよというようなことでお話をされて、この154件というのも出てきているのだろうと思っています。

そういう意味で、今言われているような事業の中身については、今段階では、改正する考えはないのですけれども、一定程度13年ぐらいたっているもので、ただ、これはずっと見直しをかけながら、いろいろな業種も増やしてきているというところで13年かかってきているという部分もあります。ただ、この事業をいつまでやるのかという話にもなるのかと思いますけれども、一定程度見直しをかけながら、一回リセットするということも必要なことがあるかなというふうにも思っています。そういった意味では、やはりタイミングというのがあるのかなと思っていますので、どこのタイミングというのはあるかと思いたすけれども、そういうことで、現状では一定の使われ方もされている、使い勝手の悪いという方もいらっしゃるかもしれないけれども、これでもいいよと使ってくれている人たちがこれだけいるということですから、そう

いった意味では、今段階では、この事業を引き続き、続けさせていただきたいと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） リセットすることも考えていると。リセットする場合には本当に補助額とか上げてほしいし、そして補助対象の範囲も、住環境、仕事環境というふうに仕事の環境も加えて、工場や事務所にエアコンをつける場合、工場や事務所をリフォームする場合にも補助金を出すという、そういう形のものに変えていってもらいたい。これでいったら、一旦それを使ったら、もう絶対使えませんか。一旦それを上限まで使ったらもう駄目なのですよね。だからそうではなくて、また家って悪くなってから、またリフォームしなければならないところが出てくるし、新築しなければならないということも出てくる。そういう場合において、使い勝手のよいようなリセットの仕方をしてもらいたいと思います。

そういうことを将来的に考えて検討していただきたいと思いますと思うので、よろしくお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） ほかの事業、多分この事業をつくるときには、田利議員からもいろいろとお話もあったりして、使い勝手のいい改修事業ということをつくってきたというふうに思っています。

そういった意味で、当初、つくった段階では非常に使い勝手がいいよということで言われてきた事業だと考えておりますので、そういった部分では、1回だけではなくて何回も使えて、ただ上限はありますけれども、その中で何回も改修ができますよ。それと額も、ほかのところでの改修だとかというのは本当に小規模の改修で、上限20万円だとかというような小さな改修

事業というのが、つくったときには多かったというふうに思っていますけれども、そういう事業で今までやってきたという、ほかのところも、まだそれからそんなに大きく変わっていない部分もいっぱいあるかなというふうに思っています。

最近、いろいろなところで改修事業だとか、それから新築だとか、そういった事業も出てきて、額もそれなりの額が出てきて、それとあと、いろいろな事業を、うちの町みたいに定住促進、それから地域の経済の活性化だとかという目的だけではなくて、いろいろな目的をつけて、いろいろな事業を合わせてやると金額が少し増えますよというようなこともあるということもありますので、そういうところなども参考にしながら、一回リセットするというのも考えられるかなというふうに思っています。

ただ、やはりタイミングですよね、そういった意味ではね。やはり町長が替わる時期だとか、そういう時期で今までやっているところと、途中で町長が替わって、町長の考え方も変わりますよだとかというようなこともあるので、そういったことも含めて、そのタイミングというのはあるのかなと思っています。

それから、民間の事務所のエアコンだとかというところで行くと、やはり営業活動でもありますので、なかなか住宅と一緒にはないのかなというところも考えていかなければならないだろうと、いろいろなことを検討しながら、またこの次の、どうなるか分かりませんが、この住宅の改修事業だとか、そういった部分については検討していかなければならない部分だろうと思っています。今すぐに、リセットするかどうか、改修の中身を変えるだとかということにはなりませんけれども、いずれにしても、現状続いてきている事業で、使い勝手が悪いという人もいるかもしれないけれども、使い勝手がいいという人もいる

わけで、今の事業を引き続き続けていきたいなと考えています。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 4番矢野利恵子君。

○4番（矢野利恵子君） 別に町長は替わらなくてもいいので、今の町長でいいので、よいことをやってほしい、そこをお願いしたいなど。そんなことにこだわらないで、いいことはいい、悪いことは悪い。それで、前の町長がやっていたから、今もずっと踏襲するのだ、そして、その次に替わったときに変わればいいさではなくて、やはり町民のことを考えて、何とか今の町長でやっていってくれたらありがたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 今のは質問ですか。

○4番（矢野利恵子君） どうなのですかね。だって、もうやると言っているのか、やらないって言っているのか、もうどっちさ。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども言いましたように、現状の事業を引き続き、今、いろいろと質問がございましたけれども、改修事業について、中身を変えていくというようなことではなくて、現状のまま、現状では続けさせていただきたいというように考えているところであります。

あと、中身のどうするのかわかるとかといった部分は、今後の課題だというように考えておりますので、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） よろしいですか。

これにて、4番矢野利恵子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番田利正文君。

（5番田利正文君 登壇）

○5番（田利正文君） 私は、エアコン設置に係る補助事業の創設と、公共施設への

エアコンの設置について、一般質問を行います。

今年の夏は、国内において41.8度を記録する猛暑となり、足寄町でも7月24日、最高気温が38.2度となりました。

こうした状況下では、自宅にいても熱中症になる危険性が高く、命を守るためにエアコンの設置が必要となっています。

上土幌町では、今年度「高齢者等熱中症対策エアコン購入費補助事業」として、375万円の予算を計上し、7月28日現在で50件を受け付け、予算を使い切ったと聞いています。足寄町でも、この種の施策が必要と思います。また、公共の施設においても、エアコンの設置が必要と考えております。

以下の点について伺います。

一つ、70歳以上の高齢者のみの世帯数は（独居も含めて）。

二つ、上記のうち、75歳以上のみの世帯数。

三つ、町営住宅入居者で、70歳以上の高齢者のみの世帯数は（独居も含めて）。

四つ、町内小中学校の授業で使用する教室（体育館を除く）のうち、エアコンが設置されていない教室はどのくらいあるか（学校ごと）。

五つ、町内コミセンなどで、老人クラブ等高齢者が頻繁に使用する部屋へのエアコンの設置状況は。

六つ、エアコン設置に係る補助事業の創設と公共施設への設置の考えは。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 田利議員の「エアコン設置に係る補助事業の創設と公共施設へのエアコン設置について」の一般質問にお答えいたします。

1点目の「70歳以上の高齢者のみの世帯数」ですが、住民基本台帳における令和7年7月末現在の世帯数は1,147世帯、2点目の「75歳以上のみの世帯数」は8

52世帯、3点目の「町営住宅入居者で70歳以上の高齢者のみの世帯数」は127世帯となっています。

4点目の「町内小中学校の授業で使用する教室のうち、エアコンが設置されていない教室」ですが、足寄小学校では、通常の学級活動が行われる普通教室の5室、音楽室や理科室など特別教室の12室にエアコンが設置されていません。同じく、大誉地小学校では、普通教室3室、特別教室5室、芽登小学校では、普通教室2室、特別教室3室、螺湾小学校では、普通教室1室、特別教室3室、足寄中学校では、普通教室10室、特別教室3室にエアコンが設置されていません。

5点目の「町内コミセン等で、老人クラブ等高齢者が頻繁に使用する部屋へのエアコン設置状況」ですが、老人憩の家、芽登・上利別・大誉地・螺湾の各寿の家、上利別基幹集落センター、芽登集落センターにはエアコンを設置していますが、その他の施設については、エアコンを設置していません。

6点目の「エアコン設置に係る補助事業の創設と公共施設への設置の考え」ですが、補助事業については既に実施している「足寄町住環境・店舗等整備補助金」の対象にエアコン設置費用が含まれていますので、新たな補助制度の創設は考えていませんが、公共施設については、施設の利用頻度等を考慮し、必要に応じエアコンの設置を検討したいと考えています。

町としましては、今後も住宅へのエアコン設置に対し、既存制度を有効に活用していただけるよう町民の皆様に必要な情報提供を行い、住み慣れた町で暮らし続けられるよう努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、田利議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 1点目、2点目について、エアコンの設置率というのでしょうか、設置数でしょうか、どの辺まで分かるのでしょうか、もし分かれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（高橋秀樹君） 高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） 70歳以上の高齢者のみの世帯、あるいは75歳以上の高齢者のみの世帯のエアコンの設置状況については、申し訳ありませんが、把握していないところです。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） もう一つ同じ条件で、3点目ですけれども、町営住宅入居者の70歳以上の世帯で、クーラーの普及率というのですか、つけている数というのは分かりますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

町営住宅の入居者でエアコンを設置する場合については、設置に対しまして改装の申請が出てくるわけですけれども、その数については把握しておりません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 申請がないということは、設置されていないというふうにと取っていいのですかね。そうでもないのですかね。

例えば、固定式のエアコンはついていないけれども、今テレビで宣伝しているような可動式のエアコンというのですか、スポットクーラーというのでしょうか、そういうのをつけているというのものもあるわけです。それは分からないですよね、申請も何もないわけですから。たまたま固定式の申請をして、町営住宅ですから、穴を空けなければ駄目でしょうからね。そういう申請をして、クーラーをつけているところはな

いということでもいいのですね。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えします。

答弁の仕方が悪かったかもしれませんがけれども、改装の部分については、改修の申請は出てきますけれども、その改修の仕方については、手すりをつけるだとか、そういったものも含まれてきますので、それをエアコンに限定して集計をしているというデータがございませんので、数の把握ができていないので分からないということでありまして、実際にエアコンをつけていらっしゃる方はいらっしゃると思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） そこで聞いたかったですけれども、例えば町営住宅に入っている方がエアコンをつける場合は、許可がなければ駄目ですよね、固定式のものをつける場合は。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

エアコンをつける場合に、室外機と室内機の間配管が必要となりますので、その場合、壁に穴を空けることが出てきます。その穴を空ける場合につきましては、申請がなければ穴を空けることができないことになっておりますので、申請が必要となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 1番、2番、3番、三つひっくりめてお聞きしますけれども、過去に、今年でいいのでしょうかけれども、熱中症になったとか、なりかかったとか、緊急搬送されたなどという事例はあるのでしょうか。あるいは具合が悪くなった、もちろん救急車呼ばなかったけれども、病院に行ったとかという人もつかめていたら。

○議長（高橋秀樹君） 林高齢者支援課長、答弁。

○高齢者支援課長（林 俊英君） うちの高齢者支援課に地域包括支援センターという部署がございまして、その担当の者が定期的に高齢者のところに訪問しているところです。

過去にはあまりなかったということなのですが、近年、特に今年とかは、包括支援センターの職員が訪問したときに、高齢者の方が具合が悪くて、ちょっとこれは病院に診てもらわなくてはいけないだろうということで、一緒に付き添って病院に連れていったというケースが数件あったというふうに話は聞いております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私も聞いていることがあるのです。家で倒れていて、たまたま来た方が見つけて、国保病院に連れていったという方がいらっしゃいました。そんな事例もあるものですから、今年の中で、そういう事例が足寄の中でも起きているのではないかと、それがちょっと知りたかったのですね。何件かあるということですね。分かりました。

今年の夏ですけれども、猛暑日というだけでなく、災害級とか、命に関わるとか、過去最高などというふうに表記される報道があったと思います。こうした状況が今後も続くというふうに予想されると思いますが、町民の命に関わる直接的な課題だと思うのですね。それで、そういう意味だという認識というのでしょうか、私と町長と、その点は共有できるのではないかと思いますので、その辺はどうでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今年、とりわけ非常に暑かったということで、今、気象庁などの発表でも、今年が今までの観測史上一番暑い夏だったというようなことが言われていて、1番が今年で、2番がおととし

で、3番が去年だというようなことで、この3年間というのは、非常に暑い日が続いてきているという状況であります。本州のほうでは40度を超えるような気温になったりだとかということで、足寄町においても38.2度でしたか、というような気温が観測されているということ。それから、30度を超える日が非常に長く続いているだとか、35度を超えてというような日も何日もあったというようなことも含めて、非常に暑い日が続いているというのは間違いないなというふうに思っていますし、地球の温暖化というところの影響だというふうに思えば、この3年間が特に暑かったということではなくて、これからもやはり暑い日が続くだろうというふうに思うところであります。

熱中症にかかれた人、どのぐらいいらっしゃるのか把握はしておりませんけれども、外で仕事をされる方もいらっしゃいますし、また、高齢者の方でエアコンなどがなければ、部屋の中でも熱中症になるだとかという、そういう危険性もあるというようなことを聞いておりますので、そういった意味では、本当に命に関わるような、そういう暑さになってきているという、そういう状況がこれからももしかしたら続くかもしれないなという、そういった認識にはなっているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） そういう意味では、共通認識に立てるという意味でいいですね、今の町長の答弁はね。そういうふうに理解しましたけれども。

3点目、小中学校でエアコンがついていない教室がありますね。それは今、例えば、現場の先生方や教育長が考えられていて、エアコンがなくても大丈夫だというふうに判断できるでしょうか、今後もという意味ですけれども。もちろんあったほうがいいのが当たり前ですよ。金のかかること

ですから、すぐはできないでしょうけれども、その辺のあったほうがいいのか、つけるべきだと考えているかどうか、判断をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

学校のエアコンの設置につきましては、ふだん児童生徒が生活する普通教室だとか、足寄中学校については特別教室になりますが、あと職員室等、ふだん児童生徒、職員が生活する教室についてはエアコンを設置しております。ただ、これは令和5年度に補正予算を認めていただいて、設置したものでございますが、それまでも多くの議会の一般質問からも、小中学校にエアコンをつけてあげてほしいという要望もありました。本当に子供の健康だとか考えていただいて、本当にありがたいことだと思っておりましたが、何せ有利な財源がなかったということもありまして、なかなかできませんでした。令和5年度、こういった猛暑もあって、過疎債を充当してつけるということになりました。ただ、緊急的な部分と、あと予算的な総額をちょっと抑える部分、やはりふだん使わない教室までつけることはないだろうという判断の下、必要最低限の教室ということで設計をさせていただきました。

その中で、あまりたくさんつけると、電気工事だとか、屋外キュービクルの増設工事だとか伴ってくる場合がありますので、これは小中学校と協議しながら、つける教室については選定させていただいて、必要最低限の教室に設置すると。将来の児童生徒数、学級数も見越して設置するというところで、設計させていただいたところです。

ですので、今現在、小中学校にもお話は聞いていますが、特段エアコンがない部屋があるから増やしてほしいだとか、そういった要望は今のところ寄せられていない

という状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 私のところで聞いた話では、保護者の方ですね、できれば全ての教室にエアコンをつけてほしい、もちろん当たり前だと思うのです。今、次長が言われたとおり、前に電気の関係の工事もしなければ駄目だというのがあって、現時点に収まったというのは分かっています。ただ、こういう状況がずっと続いていくという共通認識の中で、つけられるのであればつけたほうがいいのかというふうに判断しているかどうかというのを聞いたかったです。なくても大丈夫だよと。これまでも子供の中で、あるいは教職員の中で、熱中症で倒れたとか、そうなったとかという事例はないと。だとすれば、今のままでいいのかというふうに判断されたのかどうかというのを知りたかったのです。それは大丈夫だということですね、今のところでは。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） 財源が関係してくるので、簡単に答えは出せないのですが、絶対要件か配慮事項かということでは我々は判断しています。配慮事項で、例えば体育館とかも絶対にあったほうがいいのかというのです。でも、体育館につけるとなると、本当に側の断熱のことですとか、いろいろなことが絡んでくる。例えば、近隣の町村では、もうこの体育館にはつけられませんと業者から言われているような、そんな建物もある。

そんな中で、まず、例えば体育をずらして、1時間目、2時間目にするとか、涼しいうちにやるとか、そんな努力をしながら教育活動ができるかどうか。あればいいよねという配慮事項、そこの部分については、長期的に見て整備していく必要があるだろうというふうに考えていますので、ま

ずは、最低限、絶対必要な教育活動ができるかどうかという判断をして、今のところ設置させていただいています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 聞いているほうには、私もそう思いますけれどもね。ただ、これからの気象条件、災害級だと言われている中で、いつ何が起こるか分からなくて、体育館は意外と避難場所になるというケースがありますよね。そのときにもし、今年の夏みたいな状況で、体育館で避難していてクーラーがなかったら、避難した人、体を壊すのは当たり前ですよ。そういうことも踏まえて、今すぐではなくて、長期的に考えて、災害対策のことも含めて、あるいは学校教育のことも含めて、検討する必要があるのだろうというふうに思います。もちろん予算がかかるから、今すぐは判断できないとしても、そういう意味があるだろうと思っています。

もう一つ、公営住宅に入っている方がクーラーをつけたい、あるいは75歳以上になっている方が自分の体力が心配だという中で、町営住宅は、そんなに暑くならないでしょうか。私、住んだことがないから、実感は分からないのですけれども、その辺はどうでしょうか。高齢者の方に、あまりにも過酷だ、あるいは大丈夫だというふうな、その辺の判断は。

○議長（高橋秀樹君） 森岡建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

公営住宅であれば涼しいかどうかという部分でございますが、公営住宅、基本的には、耐震だとか、そういった構造にはしっかり下地部分を造っておりますけれども、必ずしも、今現在の断熱構造ですから、ある程度は断熱が効いていますので、外気温に左右されないようなことにはなってきましたけれども、通常の一般の住宅とほぼ変わ

らない状況にはなるかと思っておりますので、ですから、暑いときには暑いということで、公営住宅だから涼しいというようなことにはならないと考えているところでございます。

危険度についても、一般住宅の状況と変わらない状況ですので、各住宅にお住まいの方によっては、暑いと感じられる方もいらっしゃるれば、これが適温だというふうに感じられる方もいらっしゃいます。

熱中症の関係でいけば、気温もありますけれども、水分の補給だとかが重要になってくる部分もございますので、そういった部分で、危険度を単純に住宅の場所だけで私がお答えすることはできないかなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 5点目です。

町内のコミセン等で、これは老人クラブの方から要望があったのですけれども、頻繁にというか、日常的に老人クラブの役員会とかその他で、大きな催しではなくて役員会クラスで集まるような部屋に、ぜひエアコンが欲しいという話があったのです。それは建設課にお伺いして、答えは返したのですけれども、全てのコミセンは今ついていませんよね、エアコンが。ついていない状況なのですよと言ったら、そうすかと言っていましたから、そういう意味では、やむを得ないと思って理解してくれたと思うのですけれどもね。

だけれども、その方が言うみたいに、日常的に老人クラブの役員会とか運営委員会とかやっているところに、会館全体にクーラーをつけてくれというのではなくて、その部屋だけクーラーをつけてくれないかという要望というのは、分かる気がするのです、今年の夏を経験していると。それは、どこかでぜひ検討してほしいなと思うのです。一気にはいかないでしょうけれども、

全てのコミセンや会館につけるようにはならないでしょうから、高齢者が、言わば本当に体力の弱い方が一番利用される部屋ですね。そこにクーラーがついている部屋が会館に1個あってもいいのかなという思いが、その老人クラブの役員の方の話を聞いていて思ったものですから、そんなこともちょっと伝えておきたいと思います。

それで、最後になりますけれども、上士幌と士幌で、上士幌は上士幌町高齢者等熱中症対策エアコン購入費補助事業というのですね。これは、町内に住所を有する世帯で65歳以上のみで構成している世帯、それから滞納していないこと、エアコンがないという三つの条件があれば、エアコンをつける最大7万5,000円ですね。

士幌は5点あるのですよ。75歳以上のみの世帯、それから、要介護1以上の認証を受けている場合で70歳以上、それから、身体障害者手帳1級から3級まで持つ方がいる70歳以上の方のみ、それから、療育手帳Aを持つ方で70歳以上の方、それから、精神障害者手帳1級を持つ方がいる場合で70歳以上というような5点をつけて、これも7万5,000円上限になっていますけれども、そういう制度があるのですね。

足寄でもぜひ検討してくれないかと、私、言ったのですけれども、例えば、町営住宅に入っている方がエアコンをつけたいと思ったときに、稼働式のエアコンを買いたいと、それには補助は出ませんよね、住環境整備補助金では。そののところがあつたものから、もし、今の制度があれば、逆に住環境整備補助金を使うことができますよというアイデアがあれば別ですけども、多分できないと思いますので、そこをカバーするために必要なので、士幌や上士幌でやっているみたいな少額の制度ですけれども、必要でないのかなという思いがあつたのですね、それで最初、町長に、こういう猛暑のときに命に関わる問題だか

ら、緊急の課題だという認識が共有できますかと聞いたのはそこなのです。そういうところを拾っていただきたいという思いがあつたものだから、ぜひ、その制度を検討していただきたいという思いがあります。それについてはどうでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 基本的には、先ほどの答弁でも申し上げましたように、この住宅改修の事業だとか、そういったものを活用していただいてということで考えておりますけれども、そういうことでカバーし切れない部分だとかについては、少しほかのところを聞いていますけれども、上士幌と士幌というような、ほかではそのぐらいしか聞いてはいないですね。

そういった部分で、今後、こういう暑い夏がまた今年も来年もということで継続して来るとということで考えていくと、やはりどこか少し涼しいところで体を休めるというか、体を冷やすだとか、そういう場所というのはやはり必要になってくるのかなと思っています。そういった意味で、このクーラーステーションだとか、そういった部分も、できれば町の中あちらこちらにあるといいなというふうに思っています、今段階では、何か所もまだないですけども、そういう場所も増やしながらだとかということも考えなければならぬというふうに考えているところであります。

また、補助金についても、今までだと夜になると大体涼しくなるのですけれども、最近は夜になってもなかなか涼しくなっていないという、そういう日もあるということもありますので、昼間はそういうクーラーステーションだとか、いろいろなところを活用することはできても、夜、なかなかできないだとかということもあるのかなというふうに考えているところであります。そういうことを考えていくと、夜、今までだったら窓を開けていけば何とかなつたというの、ならなくなってくるかもし

れないなというところ、そういう状況なども踏まえながら、少し調査・研究させていただきたいと思うところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 調査・研究していただくという答弁でしたので、ぜひ、これも検討してほしいのですが、上士幌も士幌も可動式エアコンはいいのですよ。補助対象に入っているのですね。だけれども、電気代は補助に入っていないのですよ。新聞報道などによると、クーラーをつけたい、つける金がないからつけないというのはわかりますよね。だけれども、クーラーはつけてあるけれども、動かすと電気代かかるから、電気代払えないから稼働させないという方で、熱中症になったという事例も報告されていまして、結局やはりエアコン本体を買う、設置する費用、それから稼働させるための電気代、必要だと思うのですよね。だから、三つやはり補助しなければ駄目だと思うのです、どうせやるのであればね。それも、今私が言ったみたいに、固定式の15万円とか20万円するものではなくて、スポットクーラーというのですか、今、町長が言われたみたいに、本当に夜、窓を開けても涼しくならないときに、自分のところだけでも当てるとか。高齢者の御夫婦二人で涼む場所が必要だとかというときに、スポットクーラーでもいいのではないかという思いがあるものですからね。それにそういう補助制度があるといいなと思ったものですから、ぜひ、そのことも一緒に含めて検討してほしいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 確かにエアコンがあっても電気代がかかるので、なかなかエアコンを使えないとか、うちもそういう感じがあるのですけれども、実際のところ、エアコンがついていても、なかなかエアコンをつけさせてもらえないという状況

もありますけれども、そういった部分では人それぞれの使い方だとかというのがありますので、人それぞれの感じ方というの違うので、一概に言えない部分もあるので。

ただ、やはり電気代だとか、そういったところまでというのは、やはりかなり難しいかなというふうに思っています。それは、やはりそれぞれの生活の中で使っている電気代だとかという部分もあるので、電気代というのはそれぞれの負担で、それぞれの家で、それぞれの感じ方があって、家の条件も違うので、どれだけ使わなければならぬだとかというようなこともありますから、そういった部分ではやはりなかなか難しいところだろうなというふうに思っています。

そこはそういう感じかなと、ちょっと難しいかなというふうに思っていますけれども、いかに部屋の中を少し涼しくすることができるかなというところを中心に、先ほども言いましたけれども、調査・研究させていただくというようなことになるかなと思います。必ずしもきちんとしたエアコンがないと駄目だということではなくて、もしかすると、扇風機だけで十分間に合っているという人もいれば、やはりスポットクーラーみたいなものがあれば、それで間に合うという人もいればというようなところなのかなというふうに思いますので、なかなか多様な形になりますので、一概にどういう形でできるものなのかといったところは、なかなか難しいところでもありますけれども、勉強させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 5番田利正文君。

○5番（田利正文君） 町長が言われているとおりでと思いますね。

これも新聞の読者欄に載っていた記事ですけれども、京都です。冷蔵庫も持っていない、もちろんエアコンも持っていない、

つけないのです。つまり自然の環境の中で、どうやって快適に過ごすかということを実践している御夫婦なのですね。それでやっていけるからすごいなと思ったのですけれども、足寄でなかなかできないですよ。その方の環境を読んでいると、結局、緑がいっぱいあるのですよ。舗装されているとか、コンクリートで囲まれているとかというのは全部排除できている環境なのですね。だから、緑のカーテンがあって、緑のシャワーがあってという感じなのですね。それで暑い京都でもクーラーなしで、冷蔵庫なしで、過ごせているという話がありましたからね。もちろんいろいろな方がいらっしゃって、いろいろな実践があるのだと思うのですけれども、ただ、先ほど言ったみたいに、本当に高齢者のみの世帯で、町民センターが緊急避難シェルターだと、夏、暑いときはそこに行ってもいいよとなったとしても、そこまで行けない方がいると思うのです。そういう方のためにスポットクーラーなり可動式のクーラーを提供できるというシステムが必要だと思うのです。それで、先ほど町長にお聞きしたみたいに、今の熱帯夜というのでしょうか、猛暑というのでしょうか、もっと続くだろうという思いがありますので、そのところを考える必要があるなど、ぜひ検討していただきたいと思うのですよ。

それで、国連の事務総長でしたか、地球温暖化ではなくて沸騰化だと言いましたよね。そういう時代に入っているのだということで、言わば警告だと思うのですけれども、全国紙で、エアコンが購入できないからということで、電気代も払えないからということで、エアコンを動かさないということがあって亡くなったという事例が報道されていたりしますので、こんなときだからこそ、猛暑が来る前に、今言ったような最低限のところの、命を守るための保障というのでしょうか、支援する必要があるのではないかと思います。それで、ぜひ、そ

ういう支援制度を検討していただきたいというふうに思っています。

足寄町内の中でというのですか、自宅、あるいは学校、町営住宅、コミセン等の施設の中で、熱中症になって亡くなると、あるいは緊急搬送されると、最悪の場合、亡くなるというような事態がないことを願っているということをお伝えして、私の一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高橋秀樹君） これにて、5番田利正文君の一般質問を終了します。

ここで、14時25分まで休憩といたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、12番二川 靖君。

（12番二川 靖君 登壇）

○12番（二川 靖君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問通告書に基づき一般質問を行いたいと思います。

件名、部活動の地域移行に伴う課題と対策について。

文部科学省が定める改革推進期間が最終年度を迎え、残すところあと6か月となり、当町も総括コーディネーターを置き、足寄町部活動地域移行検討協議会を立ち上げ協議を行ってきていると聞いており、協議・検討内容を含め、以下の点についてお伺いしたい。

1、検討協議会で挙げられた課題は何か。

2、部活動等指導者（教職員含む）の資格取得へ向けた取組を考えられないか。

3、他町村との合同チームによる保護者の負担軽減のため、交通手段の確保は考えられないか。

4、外部指導者の全道・全国大会への帯同費用の補助について考えられないか。

5、スポーツ庁が小学校の体育専科の教

員が公立中の部活動の指導員を兼ねるモデル事業を2026年度から始める方針を固めたとの新聞報道があり、モデル事業で希望する自治体を募り、人材確保を進める取組を支援するとしているが、当町としてどのように考えているか。

以上、所見をお伺いいたします。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、東海林教育長。

○教育長（東海林弘哉君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から、二川議員の「部活動の地域移行に伴う課題と対策について」の一般質問にお答えします。

1点目の「検討協議会で挙げられた課題は何か」ですが、足寄町部活動地域移行検討協議会は令和5年度に設立し、令和5年度に3回、令和6年度に3回、本年度に1回会議を開催しています。本協議会では、地域移行できるものから進めていくという方針を立て、既に卓球部や陸上部、スケート部は、外部指導者を中心とした指導体制に移行しています。今後の課題としては、指導者や地域クラブ等の受皿の確保、運営資金や指導者への謝礼の在り方などが挙げられます。

2点目の「部活動指導者（教職員含む）資格取得へ向けた取組を考えられないか」ですが、この間、中学校の教諭が部活動の指導に当たってきましたが、特段資格を必要としていませんでした。しかし、競技経験があっても指導経験のない指導者が活動に従事する上で、指導力の担保は国も求めているところであり、より高度な指導スキルを取得したいという要望があれば、その在り方について検討していきたいと考えています。

3点目の「他町村との合同チームによる保護者の負担軽減のための交通手段の確保」ですが、現在、野球部、サッカー部、バレー部が本別町、陸別町と合同チームを編成しています。合同練習の際は、保護者

が送迎しなければならず、負担の大きさは認識しています。合同チームを編成している東北部3町は、毎年本町に集まり、現状や課題について情報交換をしています。部員の移動手段や費用については、他の地域においても大きな課題であり、東北部3町でも他の課題とともに検討していきたいと考えています。

4点目の「外部指導者の全道・全国大会への帯同費用の補助」ですが、現在も陸上等外部指導者への帯同費用は補助していません。競技連盟主催の大会出場に当たっては、教員の帯同を求められないものもありますが、保護者を引率者とみなすなど、柔軟に対応しています。

5点目の「スポーツ庁のモデル事業への考え」についてですが、この間、国の補助を受け総括コーディネーターを配置し、本町に合った部活動の地域移行について取り組んできました。部活動の地域移行に係る国のモデル事業は複数ありますが、内容を吟味して積極的に活用していきたいと考えています。

令和5年度から始まった部活動の「地域移行」は本年度が最終年度となりますが、全国的に見ると地域移行の取組は遅れていることから、本年度に「地域展開」と名称が変更され、地域全体で取り組むことになりました。さらに、令和8年度から令和13年度までの期間を「改革実行期間」として新たな取組が始まることから、引き続き、全ての部活動の地域展開の取組を進めていきます。指導者や受け皿の確保、費用負担等の解決しなければならない課題は多岐にわたりますが、北海道教育委員会からの情報提供や合同チームを編成する東北部3町が密に連携し、部活動の地域展開の取組を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。二川議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 答弁の中では、いろいろ検討して、今後以降も要望があれば検討していきたいということで、いろいろお答えをいただいて、誠にありがたいのかなということで、今、答弁を聞いておりました。

それで、1点目の検討協議会で挙げられた課題ということで、卓球部、陸上部、スケート部は、外部指導者を中心の指導体制に移行されてきているということでありますけれども、特に地域クラブ等の受け皿の確保や運営資金や指導者への謝礼の在り方ということで問題点があるのかなと思っています。これは多分学校側と保護者がいろいろ話をしながら、謝礼等についても考えられているのかなというふうに思っていますけれども、公務員がこういったことで行って謝礼を受け取ると、謝礼というのはいないのか、ないのか、そこら辺を教えてくださいたいと思います。

民間は関係ないのかなと思いますけれども、例えば役場の職員だとか、その他の公務員の方が従事していて、謝礼という言葉が本当に当てはまるのか、当てはまらないのか、そこら辺、お聞きしたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 丸山教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） まだ完全に制度が完成しているものではないのですが、将来的には受け皿の中に希望する学校の先生だとか、あと地域の人材、これは公務員も含まれますけれども、そういった方が担えるようにということで、その辺については文科省からもありまして、謝金という形ですので、副業というわけではございませんので、その辺はクリアしているというふうに私どもは考えております。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、次長のほう

からありましたけれども、謝金ということでオーケーということでは言われてはいますが、例えば、町長にお伺いしたいのは、副業でないから、それはオーケーということで受け取っていいのですか、これね。もう一回確認しておかないと、後で、今、教育次長が言うようにオーケーだよ、謝金ならオーケーだよと言って、副業ではないよと言われて、例えば、町としてどうなのかな、教育委員会と見解が違ったら困るので、そこら辺お伺いしたいと思えます。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 今でもいろいろなところで、例えば講師をやって謝礼を受けるだとかという部分があったりとかしますけれども、事前に、そういうことをやりますよということでの申請を上げていただいて、それを町のほうで許可をするというような形で、今段階ではやっております。

今後どうなっていくのかといった部分は、よく分からない部分もありますけれども、現状でもそういう形で、許可制みたいな形でやっていますので、きちんと手続だけしていただければ、特に問題はないのかなというふうに考えているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今の町長の答弁を聞いて安心したのですが、私もちょっと経験があつて、届出申請をして初めて許可をいただいて、いいですよということで、私の経験からいったら、謝礼は頂かないところ、頂くところは結構分けられていたのですね、自分の元の職場で言えば。そういったこともあったので、そこら辺が確認できれば、そういった運営資金の謝礼ということでは、届出制で町長等が許可すればいいのだというふうに考えて、押さえておきますので、そういったことで問

題ないように、これについてはしっかりもう一回内部検討しながら、そういった指導者に迷惑がかからないように対応をお願いしたいというふうに思っているところであります。

2点目なのですけれども、部活の指導者の資格取得ということで、なかなかこれはいろいろありまして、多分部活ではそんなに必要はないのかなというふうに思っているのですけれども、少年団等がいろいろありまして、中学校にはないということなのですけれども、やはり子供の成長期に合わせて指導していかなければならないということでは、例えば、教育長が言うように、高度な指導スキルを取得していきたいということで、検討していきたいと考えているということなので、意外とNHKの通信講座だとか何とかで、いろいろなことをやっているのですよね。そういったことも活用しながら、今後、やっていっていただきたいというふうに考えているのですけれども、そこら辺、どうなのでしょうかね。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） この指導者の資格取得というところで、その在り方について検討したいという答弁書になっているのです。というのは、これは種目によって本当にいろいろありまして、資格を取得するための金額だとかも全く違うものですから、一律に同じように考えることができないなというふうに今考えています。ですからその辺りも、きちんと調査をして明確にした上で、どの種目はどうなのかというところも明らかにしていけないと、種目によって段差ができてしまうとか、ある種目にだけものすごく金額をかけるかということになってしまいますから、それも含めて在り方を検討させていただきたいということでございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 言われているこ

とは十分分かります。

競技によってはそれぞれ資格取得に関わる部分というのは、お金というか負担金相当違うのかなというふうに思っていますし、講座を受けるのも結構お金がかかるといふふうに聞いていますので、そこに教育長が言われるように調査・研究をしながら、どういったところから広げていけるのかということも検討していただきたいし、そういったことで、今後以降、改革期間から地域展開、令和13年度までということでは、言われていますので、そこら辺も含めて、この点については検討していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

それと、3点目なのですけれども、合同チームによる保護者の負担軽減ということで、交通手段の確保ということで、今回出させていただきました。

野球部、サッカー部、バレー部が3町の合同チームを組んでいるということで、これについても、移動手段やら費用について、他の地域においても大きな課題になっているということで、3町でも検討していきたいということでは、言われておりますけれども、実際、清水町ですか、この間、新聞に出ていたのですが、部活の送迎バスを出しているということで、清水町でやっているというのが新聞に載っていたのですよね。清水町では現在10人乗りのワゴン車2台でやっているということで、8月時点で8団体がこのバスを利用してやっているというふうになっているのですが、多分これは清水町の中の御影だとか同じ地域の町の中の移動手段なのかなというふうに思っているのですけれども、特段足寄においては、本別、足寄ということで、どこを拠点にしてやっているのかということでは、やはり3町できちんと話をしながら、本別から足寄、足寄から陸別、陸別から足寄、足寄から陸別といろいろな方法を考えないと、その地域間でアンバランスが出て、う

ちの地域がたくさん負担しなければならないとか、そういうふうになったら、またこれひとつもめる原因になってくるのかなというふうに思っていますので、ぜひ、部活が合同チームとしてできるようにここを再度検討していただいて、保護者の負担が少なくなるような方法というのを再度検討してもらって、考えていただきたいなと思っていますし、もうこれは3町でも何回か、そういった話はしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

私も新聞記事等で、他の自治体の部活動の地域移行の取組だとか、あと教育関係の新聞とかで状況を見たりすると、やはり部活動の部員が減ってきて、例えば清水町だったら町内の中学校同士だとか、あとは本町みたいに近隣町村と合同チームを組まなければならないという自治体はたくさんあります。こういった中で、移動手段ですけれども、今現在、保護者の負担ということになっていますが、議員仰せのとおり、やはり不公平感というか、例えば近郊の3町でいうと、本別ばかりに行くというのは不公平になってしまいますので、例えばバレー部の状況をちょっと確認してみたのですけれども、週の水曜日が部活をやらない日ですので、平日4日につきましては、自分たちだけで練習する日も当然ありますし、あと本別町に移動して練習する日もあります。足寄町に移動して練習する日もあるということで、なるべく両町が片一方に集まるなど偏らないようにということを配慮しながらやっているということですので、他の部活も同じような考えでやっているということですので、その部分を何とか御理解いただきたいなというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖

君。

○12番（二川 靖君） 今、次長がおっしゃったとおり、一生懸命努力してやっている姿は見えますし、バレー部の今、お話をされましたけれども、今度、野球が難しいのですよね。バレーより野球のほうが難しいし、またサッカーもやはり難しいというふうに考えていますので、競技人口の数が減ってきているというか、部活動に来ること自体が減ってきているのかなというふうに思っておりますし、そういった部分で言えば、再度、負担のかからないように、お互い検討していただきたいと思っています。

今、町のほうでバスを用意するだとか、これを3町に言ってみても、予算的に厳しいし、今すぐ用意しろといっても、令和13年まで車を用意しろといっても、今、車もなかなか手に入らない時代ですので、そういった無理なことは言いませんけれども、やはり負担のかからないように、子供たちが伸び伸びとできるような環境をつくっていただきたいというのが一番私の願いですので、そういったことも含めて検討していただいて、進めていっていただきたいと思っています。

今後以降、都会ではいいのかもしれませんが。この田舎においては、子供たちの数も必然的に減ってきますし、部活が本当にやりたくてもできないような状況も、今後以降、考えられますので、そこら辺も念頭に置きながら、そういった検討も進めていっていただきたいというのが、私の願いだということでもあります。

4点目の外部指導者の全道・全国大会の帯同費用の関係なのですけれども、外部指導者の帯同費用は補助していますということで、陸上等となっていますけれども、そういった認識が全くなくて、例えば部活動の中で担当の先生だとか帯同できない場合については、保護者がずっと選手と一緒に行くというふうになれば、保護者について

も柔軟に対応しながら、帯同費用を出しているというふうに聞いていたのですけれども、陸上ほかというのは、これはどういったことなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） 陸上ほかというか、基本的には、教育委員会で補助する内規がございます。それに基づいて、中学校のほうから大会要項と一緒に、この選手が参加します、この指導者が参加しますということで、申請が上がって補助金を支出するということになります。

基本的には中体連事業になりますので、基本的には中学校の顧問なり中学校の先生が帯同するということが求められる例がありますが、ただ、中体連とまたちょっと違う種類の場合については、中学校の教員、顧問が帯同を求められない場合については、保護者、指導経験のある方かなと思うのですが、そういった方が帯同するのは認められるということで、それは陸上以外についても、そういう例があれば、事前に相談というか協議して、その取扱いについては検討している状況ということでございます。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） そういったことで、帯同費用についても補助をしているということなのですからけれども、例えば、教員というか、中学校の先生がその部活動の顧問をしていて、この間、全中で陸上、惜しくも4位になったのですけれども、そのところについては帯同していたのは、多分学校の先生なのかなと、新聞の名前を見たらそうだったのかなというふうに思っているのですけれども、例えば、外部指導者がついていく中で、子供たちが力を発揮できるような環境というのを求められた場合、例えば、外部指導者に帯同をお願いしますと

子供たちから、例えばですよ、あった場合にでも、これは特例として認められるのか、認められないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

先ほどお話しした内規に基づいて、中学校からの申請に基づいて支出するということとなりますが、その内規につきましては、大会に参加する選手の人数以上の派遣はできないということになっております。

今回、全国大会1名ということですので、基本的には帯同については1名ということになって、それ以外については、基本的に内規上、交付することができないという状況になっております。

ただ、全国大会、議員おっしゃるとおり、やはりその力を発揮するためには、ふだん指導をいただいている先生、外部指導者含めて同行したほうが力を出せるのではないかという御意見も当然あると思いますので、今後、部活動の地域移行、これから今検討段階ですので、その中でも御意見として検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今、次長からも答弁があったように、検討していただきたいというふうに思っています。

その内規についても、ちらっとだけ目を通したことがあるのですね。それで、今言った内規も、変えられるのであれば、変えていただきたいというのがあって、先ほども言ったように、教職員の帯同ができない場合は、旅行日程の中で、先ほど言った保護者だとか、指導者経験のある方が帯同できるというふうになっているのだとすれば、例えば、そちらの外部指導者という部分について、先生から要請があった場

合、内規を変えていただいて、めったにない全国大会ですから、全道大会とまでは言いませんけれども、全国大会なので、そこら辺についても検討していただけないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） そもそも地域移行がなぜ出てきたかというところを立ち返ると、中学校の先生方の部活指導、これを見直して、本来の職務に専念できるようにしようというところからスタートしていますから、それが今まで中体連大会、これについては必ず学校職員が引率しないと大会に参加できないということがありましたので、どうしてもそこは引率しなければならなかった。ただ、今、こういう地域移行というふうになってきて、全国中学校体育連盟も北海道体育連盟も、そういうものを踏まえて、今、変更をかけてきているところですので、最終的には学校の先生でなければならないということにならないと、外部指導者もオーケーだとか、そういうことを検討している、今、過渡期にある状況です。ですから、最終的にはふだん指導してくれている人が大会にも引率するというような形で実現していくのかなというふうには考えています。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今の教育長の答弁のとおり、そういうふうになっていってほしいなということもありますし、そういったことで、子供たちが力を発揮できるような体制というものをサポートしていければ一番いいのかなというふうに思っていますので、いずれにしても、中学校の先生というのは、中体連になれば必ず先生がついていくと。悪いですけれども、校長先生も教頭先生も、全部会場を回って顔を出して応援しているというのを知っています。

そういったこともあって、今、働き方改革だとかいろいろなことで、業務に専念するとか、いろいろあるのかもしれませんが、そういったことで、先生の負担も軽減をさせていくと。一方では、外部指導者を入れて競技を活性化して、子供たちが力を発揮できるようということも考えていますし、もっと言えば、野球も3町でやっておりますけれども、結局、そういった子供たちが、最終的には足寄高校に入って、野球をやりたいということもありますので、やはり外部指導者に頼りながら、そういったことで進めていっていただきたいと考えておりますので、そういう点についても、地域展開の令和13年度までの間で、状況が変われば、検討していって進めていっていただきたいと考えていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

あと、5点目、最後なのですけれども、このモデル事業について、内容を吟味して積極的に活用していきたいということによっていわれていますけれども、果たして、足寄町において、小学校の先生が、専任の先生を置いて、本当にそこの部活動で活用できるのか、できないのか、今の時点でよろしいのですけれども、そこら辺どう考えているのか、考え方をお聞かせ願ひたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

今回、御指摘いただきましたモデル事業なのですけれども、新聞報道でお知りになったというふうに伺っていますが、実はまだあまり詳しいことは下りてきていなくて、内容が私どももよく分からなくて、照会してみたのですが、まだ詳しい内容についてはこれからということになっておりますので、現段階で、詳しい状況がまだ言える状況にはないのかなというふうに思います。

今現在、私ども、コーディネーター配置だとか、検討協議会の開催費用だとかという部分、文科から補助金をもらって、この3年間やってきましたし、それ以外にも様々なモデル事業がありますので、それを含めて、何が本町の地域移行にうまくマッチした事業になるかという部分を精査して検討させていただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 分かりました。

ただ新聞記事なのですね、私の見たのが。調べれば、こういうことはあるのです。あるというか、やっていきたいというだけのことであって、それが国会でどうなっているのか、その辺は分かりませんが、新聞記事に載った以上はやっていくのかなという思いがありますので、今回の質問に追加させていただいて、どういったことでやっていけるのかなということを分かればお聞きしたかったということなのです。

これはまた、文科省、スポーツ庁から指示が下りてくるのかなと思っておりますけれども、そういった時点でまたさらに、足寄町で何ができるのかということを経済会として検討していきながら、進めていただきたいというふうに思っています。

移行期間、今補助金を頂いて、来年の3月までやっていくわけなのですけれども、例えば地域展開、令和8年度、来年の4月以降、令和13年度までの間、これについてもどうなのですか、補助金制度というものはあるのでしょうか、どうなのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） これから詳しい来年度の文科省の概算予算の連絡、通知があるかなと思うのですが、令和3年度も申請するに当たっては、やはりもうちょっとレベルを上げなければ駄目だよとか、い

ろいろな申請が上がって認めてもらうまでには、かなりのやり取りがあったということも事実でございます。これが来年度事業を継続できて、もし継続してもこれを応募するか、採択になるかというのも、まだ今の現段階では決めておりませんが、もしこれがなくなって発展的な事業がもしあるのであれば、併せて、教育長答弁のとおり、前向きに申請に向けて検討させていただきたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 今答えられたとおり、予算もまだ確定はしていないという段階の中で、ただ、今回も来年度までのこともそうなのですけれども、金はあるし出さないけれども、事業だけは一生懸命やれと、移行を段取りしなさいという国の方針ですから、本当に大変なのかなというふうに思っていますけれども、令和8年から令和13年、5年間ですか、子供たちのために、再度総括コーディネーターを置けるような、そして協議会を開いて議論できるような、そしてまたお金がかかるのは、本別町だとか陸別町と合同で足を運びながら、一生懸命やらざるを得ないということがありますので、そういったことで町の負担もかなりまた大きくなってきたら困るので、先ほど言ったように申請するものは申請しながら、きちんとやっていただければありがたいなというふうに思っています。

今回は部活動の地域移行に伴う問題で話をしましたけれども、高校のほうも一生懸命やれていることがありますので、例えば高校も外部指導者がいるとすれば、帯同費用等々も、道の学校だからそんなの関係ないと言われるかもしれませんが、高校のほうも、野球部も頑張っていますし、弓道部も頑張っていますので、そういったことで、内規も見直してもらいながら、高校のほうも外部指導者の申請があれば

ば、ぜひそういったことも検討の一つにならないのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

高校の部活動につきましては、足寄高校振興会補助金の中で、部活動の活動に関する大会参加費だとか補助しているところです。

ただ、部活以外でも取り組んでいる部活というか、スケート部は足寄高校にはないのですね。でも、スケートに取り組んでいらっしゃる方、今はいないですが昔は水泳に取り組んでいる方もいました。そういった方につきましては、部活動の補助金ではなくて、少年団だとか一般の成人の方が参加する文化スポーツ補助金の中で対応することが可能ですので、実際、そこで参加に当たって申請が上がって補助した実績もございまして、そういったことは今後も対応できるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 12番二川 靖君。

○12番（二川 靖君） 分かりました。

私の知らない話が出てきて、そういったことで申請をすればということですので、多分この申請についてもほとんどの方が知らないのかなというふうに思います。その申請方法も含めて、何かの機会でお話をさせていただいて、ばんきり話したら、お金ばかりの話になりますので、何かの機会があればこういったこともありますよということで、アナウンスしてもらえればありがたいのかなと思っています。

最後になりますけれども、本当に今回の一般質問も、足寄町にとってはお金のかかる話ばかりで、誠に申し訳なかったのですが、やはり子供たちを育てるということで、足寄町も様々な子育て支援しているということで、これについても本当に頭が下

がる思いでいますけれども、さらにこういったスポーツ・文化を通じながら、健全な子供たちを育てていくということで、そういった必要なところについては、幾ばくかでも面倒を見ていただければありがたいというふうに思っていますので、そこら辺、最後にお聞かせ願って、私の一般質問は終わりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（高橋秀樹君） 東海林教育長、答弁。

○教育長（東海林弘哉君） いろいろ考える機会をいただいて本当にありがたいなと思っています。私たちもこういう機会があると、いろいろなことが整理できる。今の課題は何なのかということも焦点を当てられるということもあります。

実際に、地域移行の取組、今は地域展開ですけれども、本町としてはかなり早い段階から取組を進めています。その取組も本町だけでなく、本別も陸別も3町一緒の取組として将来いけるように、最初からスタートしているというところもあります。ただ、早くから取り組んでいるのになかなか形として出てこない、その理由は何なのかということ、その難しさがすごくあります。

実は、北海道教育庁で、現在の道内の市町村の取組状況をまとめたもの、6月1日段階のものですけれども、それがあります。その中で、それぞれの市町村において課題に感じていることは何ですか。この上位四つ、まさしくうちで悩んでいることなものですけれども、まず、一番最初が指導者の確保です。これが92.7%。それから、次が、実施主体、受け皿団体の確保や体制整備、82.6%です。それから、その次が運営財源の確保、80.9%。そして、四つ目に来るのが生徒の移手段の確保、74.2%です。ほかにもたくさんあるのですが、この四つ、まさしくうちの町でもすごく苦しんでいるところです。

それを解決するためにどうしていったらいいかということの一つ一つ潰しながら、子供たちのためにというふうにやっているのですが、簡単なことではない。なぜ簡単でないか。これは、持続可能なものとしなければならない。来年だけでいいですよとか、3年もてばいいですよというものでなくて、子供たちが少なくなっていくても、それがずっと続いていける、そういうものをつくり上げておかなければならない。そういうシステムにしなければならないということがあります。

ですから、例えば移動手段にしても、帯広市内だったら、自転車でここに集合ねと、これで済むのですよね。それから帯広市は、タクシーの活用もやっていますよね、委託業者を決めて。でも、足寄町でタクシーというのは、これはなかなか厳しいです。ではバスでと、バスも数が決まっている。では、そういうところをどうクリアしていくかということ、簡単に形として出てこないことに、今、一生懸命トライしているというところです。

ただ、幸いなことに、3町連携して最初からやっている。これは私たちの強みです。常に情報交換をしながらやっている。この質問をいただくときにも、3町でこんなふうに答弁したいのだけれどもいいですかというような確認もしています。これをお互いにやっているのです。そのぐらい連携をしながらやろうというふうにしていきます。こういうことや、それから今、コーディネーターの業務に当たっている職員も素晴らしい人材ですから。こういう強みもあります。そういう強みを生かしながら、課題を一つ一つ解決していく、そういうふうに努力していきたいなと思っています。

今回、本当に整理の機会を頂いてありがとうございました。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） これにて、12番二川 靖君の一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。

本日は、これで延会としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

#### ◎ 延会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本日はこれで延会とします。

次回の会議は、9月12日午前10時より開会いたします。

大変御苦労さまでございます。

午後 3時09分 延会

